

令和元年

農林水産省政策評価第三者委員会

令和元年7月25日（木）

農林水産省

午後 1時00分 開会

○前田広報評価課長 定刻になりましたので、ただいまから令和元年農林水産省政策評価第三者委員会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます広報評価課の前田と申します。よろしくお願いたします。

まず初めに、岩濱危機管理・政策立案総括審議官からご挨拶申し上げます。

○岩濱危機管理・政策立案総括審議官 ご紹介いただきました岩濱でございます。

委員の皆様におかれましては、日差しも戻ってまいりましたが、九州地方では梅雨明けでという状況で、そういう中でちょっと暑くなってまいりましたが、ご多用のところ政策評価第三者委員会にご出席いただきまして御礼申し上げます。

本日の議題につきましては、本年が新たな食料・農業・農村基本計画の見直しという年になっております。そういう中で、農政分野について平成30年度の実績評価についてご議論をいただく予定でございます。

令和元年度の事前分析表につきましては、各政策分野の情勢を踏まえまして、測定指標の見直しを行わせていただいております。また、研究開発の総合評価を行うに当たっては、その骨子を作成させていただいております。

本日ご議論いただきました内容につきましては、先ほど申しましたとおり政策評価書を作成するとともに、基本計画の策定にも生かしてまいりたいというふうに思っております。活発なご議論をお願いしたいと思います。

本日、私は2時から、福島復興にかも担当しておりまして、そこで説明と意見交換もありまして途中で退席させていただきますが、本日は3時間半ぐらいの長丁場になりますが、ぜひ活発なご議論をお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○前田広報評価課長 本日は、政策評価第三者委員会の委員7名、農林水産省行政事業レビュー外部有識者の委員3名にご出席いただいております。

なお、所用のため白田委員、美谷添委員はご欠席、榎澤委員につきましては途中からの出席となっております。

出席者につきましては、本来であればご紹介するのが筋でございますけれども、時間の都合

上、お手元の名簿及び座席表でご確認いただければと思います。

本委員会の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、発言者の氏名とともに公表することになってございますので、あらかじめご了承ください。

次に、本日の議事進行について簡単にご説明いたします。

お手元の配付資料の政策評価体系とあるものをご覧ください。

農林水産省では、政策評価体系として6つの中目標と、その下に23の政策分野に整理しております。農業、林業、水産業それぞれの施策の節目に合わせて評価を実施してきております。今年度は農業分野につきまして、基本計画の見直しが予定されるなど施策の節目の年になっておりますので、まず1つ目の議事といたしまして、オレンジ色で塗ってございます農業関係の13の分野を対象に、平成30年度実施施策に係る政策評価書案及び令和元年度実施施策に係る事前分析表案についてご議論をいただくこととしております。

また、2つ目の議事といたしまして、評価年にはなっておりません林業分野と水産分野について、測定指標の見直しを行っているものがございますので、令和元年度の実施施策に係る事前分析表についてご議論いただきたいと思っております。

最後に、3つ目の議事といたしまして、23の政策分野のうち※印がついてございますのが、いわゆる総合評価の対象になっておりますが、このうち今年度は青色で示してございます10番目の戦略的な研究開発と技術移転の加速化、このテーマが評価年となっておりますので、その骨子案についてご議論いただくことといたしております。

なお、本日の会議はペーパーレスの推進のため、タブレットを使用いたします。使用方法等につきまして会議中ご不明な点がございましたら、事務局まで遠慮なくお知らせください。

傍聴の方にお知らせでございます。

カメラ撮影につきましては、冒頭のみとしておりますので、撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、議事の1つ目といたしまして、農業分野について、平成30年度実施施策に係る政策評価書案及び令和元年度の実施施策に係る事前分析表案についてご議論いただきます。

資料といたしましては資料1を用います。

たくさんの方がございますので、中目標ごとに区切って議論を進めていきたいと思っております。

まず中目標1、食料の安定供給の確保でございますが、政策分野番号で申しますと、①から④ということになります。

まず、政策分野①について、消費・安全局から説明をお願いいたします。

○沖消費・安全局総務課長 それでは、政策分野①についてご説明申し上げます。

資料1-1をご覧くださいと思います。

この分野は測定指標が10ございますが、うち5つの評価がA以外となっております。その要因につきましては、資料の一番右の欄で分析をしておりますけれども、1つご紹介をいたしますと、No. 4の農産分野におけるGAP認証取得経営体数の評価がCとなりました要因といたしまして、審査会社が新規審査に十分対応できなかったこと、あるいは農業者が認証継続のメリットを感じなかったこと等を挙げてございます。このため、審査員の育成支援、実需者がGAP農産物を求めていることのPRなどを進めているところでございます。

この分野における目標の達成度合いは、資料1-2ページの一番下に記載してございます。

「進展が大きくない」ということでございます。

なお、事前分析表の見直しはございません。

政策分野①は以上です。

○前田広報評価課長 続きまして、政策分野②、③、④につきまして、食料産業局から説明をお願いいたします。

○坂食料産業局総務課長 食料産業局でございます。

それでは、私のほうから政策分野②、③、④につきましてご説明申し上げます。

まず政策分野②についてでございます。

資料1-3ページ、政策評価の概要をご覧ください。

この分野におきましては、測定の指標が全部で8個ありまして、そのうち達成度合いがAの指標が5個、Bが2個、Cが1個となっております。

そのうち代表的なものとして、No. 3の学校給食における地場産物を使用する割合につきましても、こちらは達成度合いがCとなっております。達成度合いが低くなった要因といたしましては、台風等の天候不順による地場産物の生産量が減少したこと、それから価格が高騰したことなどによりまして、学校給食で求められる食材の規格や数量などに関する生産者側と学校給食側の双方のニーズが合わなかったことなどによりまして、地場産の食材の利用が進まなかったものと考えております。

この目標は、現行の第3次食育推進基本計画のうち、この本政策と関係性の深い指標として設定しておりまして、次期の食育推進基本計画の策定に向けた検討が今なされていますので、それを踏まえて改善していきたいと考えております。

以上の結果、下の段にあるとおり、この分野の達成度合いは「相当程度進展あり」という判

定になっております。

次に、資料1－4ページ、事前分析表の見直しの概要をご覧ください。

代表的な測定指標の見直しとして、国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合でございますが、こちらにつきましては、下段の設定理由にあるとおり、国産農産物の消費拡大に対して、商品の購買という直接的な行動をはかることができる指標のほうが適切であると考えましたことから、フード・アクション・ニッポンアワード受賞・入賞後に売り上げが増加した製品の割合というふうに見直したいと考えております。

簡単ですが、政策分野②の説明は以上でございます。

続きまして、政策分野③でございます。

資料1－6ページ、政策評価書の概要をご覧ください。

この分野におきましては、測定指標が17個ありまして、そのうち達成度合いがAの指標が11個、Bが5個、Cが1個となっております。

このうち代表的なものとしましては、No. 11の、1中央卸売市場当たりの取扱金額につきましては、達成度合いがCとなっております。これは、青果物については、輸入野菜を含めた野菜全体の供給量の増加により、卸売価格が前年度に比べて安値で推移した影響を受けたこと、それから水産物については、漁獲の不良によりまして、卸売価格が高騰したものの入荷数量の減少を補うまでには至らなかったことなどによりまして、取扱金額が前年度よりも減少したことによるものと考えております。

平成30年10月に食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律が施行されましたので、物流の効率化などの食品流通の合理化の取組の支援によりまして、卸売市場の新たな需要開拓でありますとか、付加価値の向上を促進してまいりたいと考えております。

以上の結果、下段にあるとおり、この分野の達成度合いは「相当程度進展あり」という判定としております。

次に、資料1－8ページ、事前分析表の見直しの概要をご覧ください。

測定指標の見直しとして、食品循環資源の再生利用等実施率でございますけれども、こちらにつきましては、下段の設定理由にありますとおり、近年、平成27年度に国連の持続可能な開発目標、いわゆるSDGsでございますが、これによる食品ロスの削減について半減の目標が設定されたこと、それから、我が国におきましても本年5月に食品ロス削減推進法が成立、公布されたことなど食品ロスの削減の重要性が高まっていることから、事業系食品ロス量を見直

すことといたしました。

簡単ですが、政策分野③の説明は以上でございます。

政策分野④についてご説明申し上げます。資料1－9ページをご覧ください。この分野の測定指標は7個ございます。そのうちAの指標が5個、Bが2個となっております。

代表的なものとして、No. 3の海外展開の支援事業を通じて得た知識、人脈等が、その後の企業活動に活かされると評価される割合、括弧書きで、事業で支援を行った各社への事後アンケートの結果、活かされると評価された割合でございますが、こちらについては、達成度合いがBでございます。前年の実績値を下回る結果となりました。

その要因といたしましては、食品産業の海外展開につきましては、ほかの産業と比較して拡大基調が緩やかであることから、企業の海外展開への機運がまだ高まっていないためではないかと考えております。

今後は、リーディングケースづくりを推進するための海外展開の診断でありますとかパートナー候補とのマッチング、それからハンズオン型の投資・貿易推進事業を新たに設定するなど、より具体的な進出アクションについて結びつきやすい支援体制にしていきたいと考えております。

以上の結果、下段にあるとおり、この分野の達成度合いは、「相当程度進展あり」という判定となっております。

それから、事前分析表のほうでございますが、この分野の測定指標の見直しはございません。

簡単ですが、政策分野④の説明は以上でございます。

○前田広報評価課長 それでは、中目標1の政策分野の説明が終わりましたので、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いいたします。何人かの委員の皆様からご意見等をいただいた上で、役所側からまとめて答える形にしたいと思います。

それでは、天野委員、お願いします。

○天野委員 本日は大変わかりやすいご説明をいただきまして、ありがとうございました。

私からは、政策分野①のNo. 4の農産に関するGAP認証取得経営体数のところで、ちょっと簡単なご質問と、あと要望のようなものをちょっとお伝えしたいと思います。

備考の要因分析のところで、認証へのメリット感がないため認証継続をしなかったということをや因の一つとして挙げられているわけですがけれども、実際に継続されなかった方たちへの例えばヒアリングみたいなものを行って、どこが不満であるとか、あるいはどういうことをすればメリット感というのをもう少し感じてもらえるのかといったようなことをお尋ねする機会

ですね、こういったものを既に設けていらっしゃるかもしれませんが、そういった声を実際にお聞きいただいて、さらに生かしていただくことができればというのが要望というか、思いです。

もう一点は単純に質問なんですけれども、同じく要因分析のところで挙げられています新規審査の体制が十分対応できなかったというようなご指摘も書かれていますけれども、この新規審査への対応の状況というのは、これはもう現状では改善されつつあるのかといったところをお尋ねしたいと思います。

○前田広報評価課長 ほかにございますか。特に今のGAPの関係などで、もし関連してございましたらお願いします。

山崎委員、お願いします。

○山崎委員 山崎と申します。本日はよろしく願いいたします。

GAP関連について質問させていただきます。

来年の東京オリ・パラの食材調達基準にGAP認証が盛り込まれたことを機に、GAPの取組が非常に進みましたが、今取り組まれている生産者は先進的な農家の方が多いかと感じます。現在、全国的に見ても先進農家の方がGAPを取得しきった感じがいたします。今後どれくらいの取得数の伸びしろがあるのか、また、オリンピックが終わった後にどのように、生産者の皆さんに対して広報活動と、普及を今後どのようにしていくのかをお伺いしたいです。

次に、畜産でのGAP取得について、日々の営農と作業がとても多忙な中で、経営されている方たちが、その日その日の作業で毎日がいっぱいであるという話をよく伺います。時間に余裕がない中で、GAPの推進と取得は非常に難しいという話も耳にします。

GAPの推進や取得と並行に、労働環境の改善と、もう少し休みがとれるような仕組みづくりも進めないと、畜産でのGAP取得は難しくなるとも思いました。

以上でございます。

○前田広報評価課長 ほかにございますか。

それでは、金子委員、お願いします。

○金子委員 金子でございます。

今のところなんですけれども、これを読むと新規に取得しようとする方が増えて、しかし審査体制が整わず、しかし継続しない人が多いので減っているというふうに読めるんですね。もし違ったら訂正していただきたいんですが、今お話がありましたオリンピックの問題だとか、あと輸出を国の目標として掲げていて、なぜこれがそういう状況なのかというのは素朴にももの

すごく疑問を感じています。

海外に物を出すのであれば、当然これがどんどん増えていかないと、国が定めている目標とどうも整合性がないような気がしているので、審査体制が整わないというのは、では誰が審査体制を整える側なのか、あるいはメリットがない、では本当にメリットがないのか。こういう利点があるということをきちんと周知徹底されているのかどうか、そのあたりをちょっと教えていただければと。

○前田広報評価課長 まだ関連して、ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、一旦、役所のほうから回答をよろしく申し上げます。

○新本生産局農業環境対策課農業環境情報分析官 生産局からお答えさせていただきます。

まずメリットの関係について、天野委員からご要望、それから金子委員から周知しているのかというお話がございました。

私どもは、このGAPにつきましては、GAPを「する」とGAP認証を「取る」を分けて考えておきまして、まずGAPを「する」メリットとしては、経営の効率化とか、あるいは食品安全、労働安全の確保に有効ということでございます。私どもは、GAPをするについては、これを当たり前にしたいということで、そのメリット、優良事例の周知も含めて生産サイドに周知を図っているところでございます。

今回の評価におきましては、GAP認証の数で見ていただいております。GAP認証を取る意味というのは、正しくGAPがされていることを客観的に証明することによってでございますので、信頼できる農場の農産物ということで、取引先のほうから安心して取引ができると、あるいは取引先がいろいろ食品安全とかを確認することについて、自ら確認する必要がないということで、取引先におかれて認証を求めるとい声があるということで、裏返して言えば、農家さんは取引先から選んでいただきやすくなるというメリットがあるというふうに私どもは考えてございます。

そういうことから、メリット感については、農家サイドに対してはいろいろな優良事例のご紹介と、メリットがきちんと実需者に伝わるような形で、GAPの取組を実需者のほうにもPRをしていくということで、その点是对応方向にも書かせていただきました。

それから、天野委員のご質問にあった新規審査の状況でございます。

今回の認証数の公表に当たって、認証プログラムの運営主体にお尋ねしたところ、審査会社がタイトで新規の審査がなかなかできなかったという話がありました。

ご案内のとおり、GAP認証は毎年審査でございますので、審査会社においては、継続の審

査も毎年やりますし、その上で新規の受付けをするということで、継続の審査に加えて新規については後回しということになったということでございます。

現状でございますが、まだタイトな状況は続いてございまして、特にグローバルGAPの関係につきましては、審査会社3社でございますけれども、年内は新規の受付は難しいというふうな状況で、再開は来年早々というようなことで伺っております。

これについて、審査員の不足ということがございますので、審査員の育成に向けて、国の補助事業を通じて審査員の育成のための必要な経費の支援をしております、これは平成30年からそういった支援をやっているところでございます。

それから、山崎委員から、GAP認証を取得しているのは先進的な農家がかかなり多いのではないかと、これからの伸びしろはあるのか、どのように対応するのかというお話がございました。

オリ・パラを契機に、生産者の方々も関心が高まっておりますので、国としてもさまざまな支援策を用意して、これを契機に増やすということをやっているところでございます。

確かに法人や先進的な農家はGAPをやっているという面もございすけれども、私どもとしては、特に団体ですね、JAの部会のようなさまざまな農家さんがいらっしゃるような団体での認証ということを特に力を入れてございすが、まだまだ取組が十分でないところがございす。今回の分析のところでも、思ったほど団体認証が進まなかったということで、これは産地の合意形成が難しいところでございすけれども、そういったところをしっかりとやることで対応していきたいと思ひます。

それから、金子委員から、オリ・パラで進める中でこんな状況で大丈夫かというお話がございました。

そこは引き続きしっかりとやっていきたいと思ひます。オリ・パラの調達条件になった関係におきましては、GAP認証の農産物でオリ・パラに出したいという意向調査を内閣官房とともにやりましたけれども、それによりますと、オリ・パラに必要な食材の量に対して、かなりの量が見込まれていることで、総量自体は現在のところ十分対応できるのかなという状況にありますけれども、引き続き輸出も含めて、GAP認証についてはしっかりと進めてまいりたいと思ひっております。

あと、山崎委員から畜産の関係で、労働環境の改善が先に必要とのお話がございました。

GAPの取組を通じて労働環境の改善にもつながっている面がございすので、そこも含めてしっかりと対応していきたいと思ひますし、特に団体認証について、これからしっかりと

やることで負担感を減らしながら、GAPの取組をますます促進していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○前田広報評価課長 委員の皆様、いかがでしょうか。

山崎委員、お願いします。

○山崎委員 今の中で、販売先が求めるのであればGAP認証を取っていきましようという流れもございますが、全国的にいろいろな生産者の方にヒアリングした中で、皆さんの声というのが、販売先、出荷先、卸先から、GAPの認証は必要ないですという話もよく伺います。そういう生産者は、GAP取得の必要がないという考えも持っております。そのような販売をしている生産者達にGAPを取得してもらうには、今後どのようにお考えでしょうか？

○前田広報評価課長 それでは、どうぞ。

○新本生産局農業環境対策課農業環境情報分析官 冒頭でGAPは「する」と「取る」があるということで、「する」を当たり前にしたいと申しました。

「取る」については、GAP認証を取るかどうかというのが、まさに経営判断でございまして、経営戦略なり販売戦略で必要があればその認証を取っていただくというのが国の基本的なスタンスでございます。

コストもかかりますので、必ずしもやみくもに、認証を取るということを推奨しているわけではなくて、あくまでも経営にプラスになる部分については、認証という形で見える化をしてもらうということでございます。

GAPをすれば、認証を取らなくても、することによって、いろいろな農業経営上のメリットがあるわけでございますので、それに加えて認証を取るというのは、まさに販売上優位になるとか、販売先が求めているとか、そういうものに対応して判断していただくということでございますので、そういった個々の状況に応じて対応していただくというのが国の基本的な考え方でございます。

ただ、全体としてGAPを進める上では、モデル的な取組というものを広げていきたいということでございますので、モデル的な農家で認証を取りたいところについては、国としても支援をしている状況でございます。

○前田広報評価課長 篠原委員、お願いします。

○篠原委員 GAPにつきましては、事前にいろいろとご質問させていただいていたところですが、それ以外で先ほど出ていた団体認証というのがよくわからないので、例えばJAだった

らどういった取組方をするのが団体認証で、どういうメリットがあるのかとかを教えてくださいませんか。

○前田広報評価課長 よろしく申し上げます。

○新本生産局農業環境対策課農業環境情報分析官 団体認証と申しますのは、例えばJAの部会、ネギ部会とかいろいろな部会がありますけれども、そういった部会の農家が集まってみんなでGAP認証を取りましようということで、そのためには個々の農家さんも当然、GAPに必要な取組はやるわけなんですけれども、団体の事務局として、例えばJAの方がいろいろな個々の農家の取組状況の把握とか、そういうことをやることによって部会の構成農家の負担も減って、手間も減りますし、加えて認証費用も、例えば50人規模で団体認証を取る場合は、一人頭の必要な審査費用というのは5分の1ぐらいになるメリットがあるということで、国としても進めているところでございます。

要は個々の取組を団体の、例えばJAの方がいろいろ取組の共通的な部分を指導して、その把握をすることで全体が効率的にいくというような取組というふうにご理解いただければと思います。

○前田広報評価課長 篠原委員、お願いします。

○篠原委員 ということは、農協が団体の皆様のご面倒は見るけれども、認証を取るのは個々ということで、という意味ですか。

○新本生産局農業環境対策課農業環境情報分析官 認証は団体として取ります。通常、個人で申請すれば、当然、審査員は個人の経営を見るわけなんですけれども、団体認証でやる場合は、例えば50人の団体の場合に50人全員に審査に行くわけではなくて、日頃の管理は団体のほうでしっかりやっていますので、50人のうち、平方根以上の8名以上の農家に審査に入れば団体としてしっかりやっているというふうにみなすというような運用をしまして、そういうことで結果として費用も減るというものです。

日頃、団体事務局がしっかり管理をしているので、全ての農家まで見ることはないということで、審査する農家は抽出する手法でやっているものでございます。

○前田広報評価課長 委員の皆様から、GAPに限らずご意見、ご質問等をお願いいたします。

それでは、岸本委員、お願いします。

○岸本委員 ありがとうございました。

私の質問は、個々の内容じゃなくて評価手法なので、実は広報評価課さんへの質問というかコメントになるかもしれないんですが、全てやると多分たくさんあるので、ちょっと思いつい

たことを先にお話しさせていただきます。

例えば政策分野①のNo. 1、No. 2のところの指標－計算分類が「S＝一直」となっているんですが、全体として、イコールの意味合いがちょっと曖昧だなというふうに思いました。

要するに、維持型というふうになっているんですが、多分カドミウム、ダイオキシンも下がれば下がるほどいいという指標だとは思うんですね。ただ、もう基準値を満たしているので、維持していけばいいということで維持型になっていると思うんですが、逆に上がってしまったらまずいというふうに思うので、そういうものは、要するにイコールというのが維持すべきものなのか、たまたま維持していたらオーケーみたいなものがちょっと曖昧で、これは多分、下矢印にしておいたほうがいいのかというふうに思います。そういうのがほかにも結構あったように思います。

それから、資料1－3ページの政策分野②の、例えばNo. 1のところはAになっているんですが、これは実は62%というのが基準値と全く同じ数字なので、基準値から全く同じ数字でAというのは、ちょっとAでいいのかというふうに直感で思うところがあったりします。

ほかにも、指標で見ると機械的にA、B、Cと分けられるんですけども、これはAでいいのかとか、これでBでいいのかみたいなものが結構あって、その理由は何かという指標－計算分類のところにあります。差分比較法にするか直接比較法にするかは結構、どちらにするか迷うものがたくさんあって、たまたま直接比較法なのでAになっているけれども、差分比較法にしたらBになるというのが結構あるんですね。

なので、僕の提案としては、一回機械的にやった後に目で見て、これは例えば基準値と同じなのにAはちょっと違うのではないかとやってみようか。

また、例えばNo. 5は、目標値が12%に対して、実績値が11%で達成度がAになっています。これは30年度が目標年度なので、普通に直接比較法で計算したらそうなるのですが、目標を達成していないけれどもAになっているのはどうかなと思ったりします。

それから、同じようにNo. 8もBになっているんですけども、令和2年度に100%を達成するのに、現状が85%なので、どうやって100%に持っていくかというのは、ちょっと何か工夫が要るのではないかなと思いますので、要因分析欄に戦略を書く等の対応があってもいいのかなと思いました。

政策分野③、資料1－6ページですが、そこも同じように、例えばNo. 2、No. 3は、目標年度が令和2年度ですけれども、実績値はなかなか達成するのは大変だろうと思います。

それから、政策分野③のNo. 7は、指標－計算分類がFのイコールになっているんですけれ

ども、これは商談件数なのでFの上矢印ではないかと思ひます。

それから、例えばNo. 15とNo. 16も、これは元年度と2年度に目標値があるんですけども、現状では32%、-3.3%ということで、これはなかなか達成するのは大変じゃないかなと思ひます。B評価になっていますが、目標を達成するための工夫をコメントに入れてもいいのではと思ひます。

それから、No. 17は実績値13%であり、目標値3%に対してものすごくいいんですけども、なぜこんなにいいんだろうと思ひます。

ほかにも多分いろいろあるんですけども、一旦これでおしまいにします。

○前田広報評価課長 ありがとうございます。

まず冒頭私から説明いたします。この政策評価書につきましては、本日の資料の中に政策評価書の留意事項という資料をつけておりますけれども、目標の達成度合いについての客観的な判定基準等を整理しております。

また、Fのイコールとか上矢印とか下矢印といった測定指標等の表記方法につきましても、前々回の本委員会の議論を踏まえまして、一見してわかりやすいように記号をつけたところがございます。

このような中で、今、申されましたように、果たして維持をするのがいいのか、下げていく努力が必要なのかというのは、それぞれの項目ごとに、それぞれの担当部局が判断し、我々のほうでもチェックをするということで整理させていただいています。

また、個別の目標値の数値につきましても、実態や将来の可能性も踏まえて、それぞれの担当部局が数字を設定するというにさせていただいています。

委員からご指摘のあった個別の指標について、各原局から考え方を言えるのであれば、回答をよろしくお願ひいたします。

○沖消費・安全局総務課長 まず資料1-1ページのNo. 1ですけども、もちろんこれから個々の指標のあり方については、改めてもう一度精査をする必要はあると思ひますけれども、こちらにつきましては、一生涯にわたって食べても健康への影響がないというふうに考えられる最大量にならないこと、ということを目標にしておりますので、その絶対値を下げること自体が目標ではないというふうに思ひますので、これについてはイコールというのが適當ではないか考へております。

また、資料1-3ページのNo. 1の指標について、耳の痛いご指摘をいただいたわけですけども、具体的に申しますと、こちらでは実績が62%となっております、達成度Aとなって

いるんですが、もう少し細かな資料をご覧くださいますと、もともと基準値が62%で、目指すべきところが70で、それに至る道として67という目標があるんですが、もともとの62が、その後、62、60、61、62というふうに、あまり芳しくない状況で推移をしているけれども、67%の目標に対しては、それなりの場所にあるということでAになっております。

実は、私どもも今回この資料を出す際に、こういう見方というのは、ちょっと見た目にかさ上げされた評価になっているのではないかということは考えまして、ではどうしたらいいんだということを、かさ上げされているということを見ながら、やはり反省しないといけないということで、この背景にあります男性の参加率が悪いですとか、若い人の参加率が悪いですとか、そういう要因を分析して、しっかりそのあたりは変えていこうというような話し合いをいたしました。

おっしゃるとおりで、ちょっと見た目が良過ぎて、どうかというところはあろうかと思えます。ただ、それはそれとして、私たちも見て、ちょっとこの評価は高すぎるということで反省にする契機にもしております。どうあるべきかということについては、改めて考えたいと思います。

ご指摘をいただきました日本型食生活のNo. 5の指標について、目標が未達成でもAになっているのがあるというご指摘がございましたが、それぞれについて、さらに細かく見ていくということが大事だということを感じております。

資料1－3ページにありますNo. 8の指標につきまして、これは最後に100%に持っていくはずのところ、現在まだ85%であると、どういうふうに対応していくのか、その戦略を書く必要があるのではないかとこのご指摘をいただきました。おっしゃるとおりだと思います。

これも細かく見てまいりますと、別の資料で年度ごとの推移を示してしておりますが、これまで77%、78%、79%と非常に少ない進捗だったものが、実は今年度85%ということで、ようやく6ポイント大きく上げることができました。

これを上げることができたのは、個々の職員が実際に自治体を回って、こうすべきなんだということをお伝えをして、説得をしていくという努力をしたことによって大きく6ポイント上げることができましたので、やはり細かく見ていきまして、同じような努力をこれからも続けていくというようなことをしていくべきだというふうに考えておりますし、そういう戦略を書くべきというのはおっしゃるとおりですので、また今後、来年に向けてどのような形でそれを明らかにするのか考えていきたいと思っております。

○坂食料産業局総務課長 食料産業局でございます。

私どものほうは、特に政策分野②、③にかけて何点かご指摘をいただきました。

消費・安全局と重複する意見は割愛いたしますが、同じ思いでございますので、ご指摘を踏まえて、指標の設定の仕方なり評価のあり方、あるいは今後の改善方法といいますか、どういう工夫をしていくのか等をよく考えて、必要に応じて記載してまいりたいというのは同じでございます。

1点だけ、私どもも気になったのは、資料1－7ページ、政策分野③のNo.17ですけれども、食品製造業の労働生産性の伸び率が、目標値3.0%であるのに対して実績値、平成30年度は13%と、何か飛び出したような数字になっているところです。

これは、財務省の法人企業統計調査という統計資料から引っ張ってきた、この段階ではまだ推計値の段階ですけれども、それが対前年比で13%増だったということでございます。まだ現時点では、これは何でこんなに飛び出したのか、正直私どもも分析はし切れておりません。

何か、普通こういう数字が出るときは特殊な要因があったんだろうとは思いますが、通常この食品製造業の労働生産性は、そんなに高くなりにくいのが通常でございましたので、よく調べさせていただければと思います。あまり答えになっていなくて申しわけございません。

以上でございます。

○前田広報評価課長 それでは、石井委員、お願いします。

○石井委員 石井です。今回初めて出席させていただきました。これからよろしく申し上げます。

私のほうからは、政策分野③、資料1－6ページ、食品流通の効率化及び高度化等ということで、Cの評価の1中央卸売市場当たりの取扱金額の要因分析の中で、水産物の産地からの入荷数量が減少したと書いてあるんですけども、私は漁業の業界で、この流通の移り変わりを見ているんですが、大分前から、この中央卸売市場に流れない場外流通がありまして、堺港にたくさんマグロを買う仲買がいるので、どうやって出荷しているんだという話を聞いたところ、まずは一番多いのが量販店、量販店向けに買っていると。あとは自分で捌いて売っているもの、小売しているものと、あとは中央卸売市場に出荷しているというような話で、昔から見ると中央卸売市場にあまり並ばない。だから、魚の流通自体が東京の、今でいう豊洲の仲買人の下に量販店がついていたものが、量販店が浜のほうに出て直接買うようになった。そういう流れの中で、この取扱金額を、私はとてもじゃないが増えるなんて、ちょっと考えられないんですが、そのところはどうか考えておられるのでしょうか。

○前田広報評価課長 関連してご意見、ご質問がございましたらお願いします。

山崎委員、お願いします。

○山崎委員 少し内容が重なってしまいますが、近年、生産から販売まで多種多様化されてきており、インターネットを通じた販売が増えてきているのが現状かと思えます。

資料3-41ページを見ますと、目標値が令和6年度まで毎年右肩上がりとなっておりますが、平成28年からの実績値を見ると、毎年右肩下がりとなっております。インターネットを利用した販売方法が多様化する中で中央卸市場を通しての流通量は、今後も下がり続けるのではないのかなと考えております。これについて、どのように考えられているか、お聞かせください。

○前田広報評価課長 篠原委員、お願いします。

○篠原委員 それに関連しまして、この10月に恐らく軽減税率が導入され、その導入と同時に、数年にわたってインボイス制度が恐らく導入されるんであらうと思われれます。ここにいらっしゃる皆様方がどの程度ご認識かはよくわかりませんが、このインボイスにつきましては、小規模事業者、要は免税事業者がインボイスを発行できないがために、事業者との取引が非常に困難になるであらうと思われれます。ヨーロッパでは、そういったことを受けて小規模事業者がかなり消滅していったということになっております。

それに対して、さすがに農水だなど思ったのが、中央卸売市場とかJAを通した場合には、免税事業者であっても、インボイスはその卸売事業者やJAがインボイスを発行なさるので、取引の業者は、相手が免税事業者であらうが課税事業者であらうが、何も心配せずに購入する、いわゆる免税事業者も10%の課税で商売ができて、益税になるといえば益税になるということが、もうはっきりしております。

そうなったときに、この中央卸売市場を通すとかJAを通すというような業者が、果たして増えていくのかどうなのかというところは、私は非常に興味を持っていますので、そこら辺も今後しっかり見据えていただけたらなと思っております。また、情報を教えてください。

○前田広報評価課長 よろしいですか。

それでは、役所のほうから回答をお願いします。

○坂食料産業局総務課長 今の中央卸売市場の関係でございます。

こちらにつきましては、指標については、ご指摘のとおりでございます。目標は令和6年度で719億円まで持っていきたいというところでございます。ただ、ご指摘にありますように、以前に比べまして食品の流通の構造がかなり多様化していると。言いかえますと、卸売市場を通さない取引が多くなっているのではないかということは、具体的な数字が今手元にはないですけれども、データ上も確認されております。直売であつたり、インターネット等を通したオ

ンラインの取引もありますし、大手量販店の方が直接買い付けていくという流通も確認されておりますので、卸売市場を通さない取引が総体的に多くなってきているだろうということは、私どもも承知しております。

一方で、卸売市場は、例えば現物が集まって集荷したり分化したりする機能であるとか、価格形成の場になって、大体相場というのはこういうものだと形成される機能、あるいは決済をスムーズにできるとか、プラスの面の機能もございますので、多様な流通構造になってきているのは承知してはおりますけれども、機能の集約化とか、あるいは、昨年度に卸売市場は法律改正をしまして、個々の市場ごとに取引ルールを個々の市場ごとの判断で決めるようになったので、いろいろな創意工夫をしたりとか、あるいは別の施設を併設したりするなどの形で、いろいろな工夫の余地ができてくるのではないかと考えております。

その意味では、こういう社会経済情勢ではありますけれども、引き続き機能は担っていたきたいという気持ちで、こういう設定をしたところでございます。ですので、一個当たりの中央卸売市場の取扱金額は、増加を目指す方向で政策を進めてまいりたいというのが基本的な考え方でございます。

○前田広報評価課長 山崎委員、お願いします。

○山崎委員 先程の中央卸売市場の説明の中で、利用する生産者の声は、規格や見た目にとっても厳しいというところで、若手の生産者は出荷しにくいという意見もあります。厳しい規格のおかげで、日本のスーパーにはとてもきれいな野菜が並ぶのは大変素晴らしいことですが、生産側から見ると、もう少し規格に対しての緩和であったり規格の価格差がなくなるといったことを、食品ロスを減らす上でも、どのようにお考えでしょうか。

○前田広報評価課長 お願いします。

○坂食料産業局総務課長 ご指摘のとおりと役所も考えておりまして、私どもは食品ロスの削減という観点もございますので、せっかく作ったものは無駄なく消費者の方へ流れるようにしていただきたいというのが基本でございます。

そういう意味で、決して役所が例えば曲がった野菜はだめとか強制しているわけではございません。取引上の慣行などによる部分は多いのかもしれませんが、そこは流通に携わる業界の皆様といろいろ話し合いながら、いろいろな無駄の生じるやり方はなるべく見直していきましょうという方向で話し合っていきたいというのが基本的な方向でございます。

○前田広報評価課長 大体予定の時間ですけれども、このあたりでよろしいでしょうか。

それでは、以上で中目標1に関する議論を終了いたします。

ここで5分間の休憩を挟みます。13時55分までにはご着席願います。

午後 1時52分 休憩

午後 1時55分 再開

○前田広報評価課長 それでは、会議を再開いたします。

中目標2、農業の持続的な発展につきまして、政策分野の番号でいきますと、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑬になりますけれども、まず⑥と⑦につきまして、経営局から説明をお願いします。

○大島経営局総務課長 経営局の総務課長でございます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

資料に基づきまして、資料1-10ページでございますが、政策分野⑥についてご説明申し上げます。

この分野では、3つの政策目標を掲げております。法人化と農業従事者、これは若い人の確保、それと女性の活躍推進ということでございます。3つの指標のうち、下2つがA、そして法人化がBとなっております。

法人化につきまして、条件が整ってきた集落営農ですとか畜産等の経営での法人化について、ほぼ一巡してきたかなということもございまして、これはやや最近、近年において伸びが鈍化しているところでございます。昨年度立ち上げました農業経営相談所等における法人化についてのアドバイザー機能の発揮等を通じて、この数字を目標値に近づけてまいりたいと考えているところでございます。

3つの指標が、A、A、Bでございますので、総体としては「相当程度進展あり」という形で整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、次のページで政策分野⑦でございます。

ここで4つの指標がございまして、Aが2つ、A'が1つ、そして一番上の項目がCでございます。

これにつきまして、担い手が利用する農地面積の割合ということでございまして、農地の利用集積で力強い農業経営をつくっていくという政策目標に照らしても、大事な政策指標ではないかと考えているところでございます。

農地バンクをつくりまして集積を進めてきたところでございますが、平場地域での取組がほぼ一巡化をして、これから中山間地域での取組を加速化していくという必要が出てきているところでございます。

そこで、これからさらに難しいフェーズに入ってくるということで、農地バンク法をつくったときの法律の5年後見直しの議論に即しまして、いろいろと団体、現場からもご意見をいた

だいたいで、とにかく制度のほうを、まずより使い勝手がいいものにしていく、そして、あるいは予算事業についても中山間地域で取り組みやすいような要件緩和をしていくというような形で、政策パッケージの対応を取りまとめまして、これに基づいてしっかりと取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

農地の利用集積は、地域での現場での掘り起こし、マッチングが大事でございますので、人・農地プランの推進ということも含めて、地域ぐるみでの運動を推進していきたいと考えているところでございます。

全体の整理の中で、Aが2つ、A'が1つ、Cが1つでございますので、総体としての整理は「相当程度進展あり」という形で整理をさせていただいているところでございます。

簡単ではございますが、⑥、⑦は以上でございます。

○前田広報評価課長 続きまして、政策分野⑧について、農村振興局から説明をお願いします。

○庄司農村振興局農村計画課長 農村振興局農村計画課長の庄司と申します。

私からは、政策分野⑧につきましてご説明をさせていただきます。

資料1-12ページをご覧ください。

政策分野⑧の構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進でございます。

こちらの分野につきましては、全部で8つの指標を設定しておりますが、達成度合いがAの指標が6つ、それからBの指標が2つとなっております。

5番目の湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積につきまして、これは達成度合いがBとなっているわけでございますが、これは近年、地震とか豪雨などの影響がありまして、事業が全体的にちょっと遅れているようなところがございます、事業の完了後にまとめて効果が発現したという算定をしておる関係で、実績値が目標値を下回ったというふうに考えておるところでございます。

政策分野全体の目標の達成度合いといたしましては、「相当程度進展あり」というふうに整理させていただいております。

以上が30年度の実績評価でございます。

続きまして、政策分野⑧の指標等の見直しにつきましてご説明させていただきます。

資料1-13ページをご覧ください。

震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積につきましてですが、これは従来、農業・農村の復興マスタープランというのを農水省で作っておりますけれども、これに合わせまして、毎年度、年度ごとに目標値を設定しております。今回もこのようなことを踏まえ

て、最新の復旧状況等を市町村に聞きまして、1年分、元年度までに1万8,420ヘクタールというふうに設定したいと考えております。

それから、資料1-14、15、16ページ、これはいずれも海岸堤防の関係の目標でございます。

14ページが、海岸堤防等の長寿命化計画の策定率、それから15ページが、大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率、それから16ページが、大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率、それを指標にしておりますが、海岸事業というのは、農水省以外に国交省と一緒にやっておりますので、国交省と共通の目標を設定するようにしたいというふうに考えております。

以上で政策分野⑧の説明を終わります。

○前田広報評価課長 続きまして、政策分野⑨、⑩、⑬の説明を生産局からお願いいたします。

○郡生産局総務課生産推進室長 生産局生産推進室長の郡と申します。よろしくお願いいたします。私からは、政策分野⑨からご説明させていただきます。

政策分野⑨につきましては、土地利用型作物ですとか畜産、園芸作物等の生産に関することが取り上げられてございます。

資料1-17ページの評価書(案)をご覧くださいますと、この分野につきましては、品目が多くございまして測定指標が15個ございますが、そのうち達成度合いがAのものが6個、A'のものが2つ、Bが4つ、Cが3つとなっております。

この中から達成度合いがCとなっているもの、いくつかは作況によるものが端的にあるわけですが、その中でちょっと違った事情、背景があるものをピックアップいたしますが、No. 5の国産食肉の利用拡大のための国産牛肉の生産量について、背景等をご説明いたします。

達成度合いが低くなった要因といたしましては、中小・零細農家を中心に高齢化・後継者不足による離農が進展をしております、評価年の少し前の時点において、繁殖雌牛ですとか乳用牛の頭数が減少した結果、子牛生産、肥育に要するタイムラグを経まして牛肉生産量が伸び悩んだという状況になってございます。

このため、畜産クラスター事業によりまして、子牛の育成部門を外部化させまして、頭数を増やしやすくするというキャトルブリーディングステーション、CBSと申しますけれども、これの整備ですとか、酪農経営に関しまして、和牛受精卵移植を活用した和牛子牛生産の拡大など生産基盤の強化対策を実施いたしました結果、繁殖雌牛につきましては、28年度から30年度まで3年連続頭数が増加しております、また、肉用牛全体でも飼養頭数も増加に転じるなどの効果が出始めているところでございます。

この指標を含めまして、全体の測定指標を総合いたしますと、18ページの表の末尾にございますけれども、この分野の達成度合いは「相当程度進展あり」ということでございます。

続きまして、政策分野⑩をご覧いただきたいと思います。

先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等ございまして、技術を活用したコスト低減とかがテーマになってございます。

この分野は測定指標が8つございまして、そのうち達成度合いがAのものが4個、Bのものが1つ、Cのものが3個となっております。

この中から達成度合いがCとなっている2番目の担い手の米の生産コストにおける生産資材費と労働費の削減について申し上げます。

達成度合いが低くなった要因といたしましては、指標の分母となります29年産の収量が減少したこともございますが、分子の方で、労働時間は短縮したものの労働単価が上昇傾向にあること、それから国内特殊自動車第4次排ガス規制が適用されまして、農機具費が上昇したことなどによるものと考えております。

生産資材費につきましては、29年8月に農業競争力強化支援法が施行されまして、全農が機能を絞り込んだ低価格大型トラクターの供給により、従来と比較して2、3割程度の価格の引き下げを実現するという事など低コストに向けた取組の動きがございまして、今後、効果が期待されるところでございます。

さらに、No. 5のほ場の単位面積100ヘクタール当たりの土壌分析実施数という指標がございまして、達成度合いはAとなっておりますが、これにつきましては、目標値の見直しを行ってございまして、見直し前のものでそのまま評価するとBということですが、見直した後にAということにさせていただいております。

資料1-21ページの指標の見直しについてご覧いただきたいのでございますけれども、要すれば、昨年度実施した政策評価で29年度の実績値が目標値を達成したために、目標値を上方修正したのですが、改めて実績値を直近のデータで精査したところ、集計に誤りがあるということが判明いたしまして、目標値を修正させていただいたという次第でございます。

新たな目標値は、過去3年間における実績を踏まえて、年度ごとに0.8地点の増加を見込むということで、令和2年度において17.8地点となる目標を設定いたしております。

最後に、今度は政策分野⑪、農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーションについて資料をご覧いただきたいと思います。

この分野につきましては、測定指標は3個ございまして、そのうち達成度合いがAのものが

2個、Bのものが1個となっております、達成度合いが「相当程度進展あり」ということになっておりますので、個別の説明は省略いたしたいと思います。

以上でございます。

○前田広報評価課長 中目標2の政策分野の説明が終わりましたので、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いいたします。

それでは、篠原委員からお願いします。

○篠原委員 資料1-11ページですが、私ども広島は中山間地域が非常に多くございまして、No.1の備考のところがございます中山間地域における対応の強化というものについて、具体的にどのような強化策を考えられているのか教えてください。

○前田広報評価課長 何人かまとめてから答えたいと思いますので、ほかに委員の方から。

それでは、山崎委員、お願いします。

○山崎委員 私が農業を営んでいる埼玉県東部の杉戸町では、農地中間管理機構を利用した農地の集約がとて進んでおります。大規模生産者や担い手の中で農地の交換や、行政と農業委員会を中心となった地権者費用ゼロ負担の簡易基盤整備が進んでおります。集約化によりコスト削減に大変貢献しています。全国的に見ると、評価はCになっておりますが、私の地域では、高く評価させていただきます。

全国いろいろな地域の話を知ると、人・農地プランの話し合いも全く進んでいないところもあるようです。なぜ、そのような差が生じるのかを、担い手の皆さんと話す時間を持ち共通に感じたことは、農地の集約が進んでいる地域は、市町村の農業振興担当の行政マンの情熱や思いがあったため進んだという結果が多く感じられました。

そういった中で、農地バンクはとても素晴らしい仕組みですが、地域の行政マンの情熱によって進捗状況が変わってしまうという現実をどうお考えになりますか。また、事業をより一層加速化させるためには、地域行政が取り組みやすい仕組みも必要なのかなと感じております。

○前田広報評価課長 ほかに、もし関連してでも結構ですが。

それでは、岸本委員、お願いします。

○岸本委員 単純なことです、今のところの担い手が利用する農地面積のところの単位がパーセントと万ヘクタールがあるので、これはちょっとどう見たらいいか。政策分野⑦のNo.1ですが、どちらかに合わせないと、ちょっとよくわからないなというふうに思いました。

それから、No.3は多分、万と千が間違っているんですかね。令和7年度の目標値が4.5万ヘクタールで、30年度の目標値が4.1千ヘクタールになっているので、その2点、確認させてく

ださい。

○前田広報評価課長 それでは、まずここまでで、経営局からお願いします。

○大島経営局総務課長 経営局でございます。順次ご説明申し上げたいと思います。

まず、篠原委員からいただきました中山間地域の対応ということでございますが、具体的に農地バンクを使って農地を集積していくためには、農地の出し手とかに対してバンクに預けていただくことに対する協力金というものを出すと、それを一つのインセンティブにしたということでございます。その協力金について、バンクをより通してもらおうということで、バンクを通す比率について要件をかけていたところなんですけれども、中山間地域というのは、平場と比べると条件も区々であるので、そこまで高いハードルを課されると、なかなか取組がたいというような話があったところでございます。

これも5年後見直しの与党でのご議論の際も、ここはしっかりと、中山間地域は、より色をつけて取り組むべきだというような話もございましたので、思い切って中山間地域については要件の緩和をして、より取り組みやすくさせていただいたというのが、このポイントでございます。

山崎委員から大変ありがたい評価のお言葉もいただいたところでございます。

後ほどの岸本委員のご質問にもかかわりますが、このCとなっておりますのは、もともと掲げております目標を相当意欲的に高く掲げているというところがあるかと思えます。この80%というのは、担い手への農地の集積率について、その目標を設定した時点のそれまでの10年間を見ると、3割から5割ぐらいまで集約をしてきたということがございまして、10年間かけてプラス2割だとしたら、そして、それにさらにドライブをかけるためには、5割を出発点にして、プラス2割に対して次の10年はその5倍増しで行くぞと、1.5倍にしようということで、従来2割増だったのが今度は3割増ということで8割、80%ということにしたところでございます。

実際のところ、この80%は、右の表との関係で数字はわかりにくいんですけども、基準時点と目標値との間の集積目標を実現するためには、リニアに毎年度、単純に均等に集積面積が伸びていくとすると、毎年度14万ヘクタール伸ばさないと80%に行かないなということで設定をしております、それを目標としてみたときに、実際の数字が3.1万ということなので、14万に対する3.1万だと、数字としてはさらなる努力が必要かなというところでございます。

山崎委員のご質問のほうに戻らせていただきまして、市町村の行政マンのパワーによるところがあるというのは、ごもっともかと存じます。

ただ、現実の問題として、平成の大合併以降、市町村の一般行政職員の削減比率に比べると、さらに農政担当職員の削減比率が数倍のペースで下がっていつてしまっているというのは事実かと思えます。意欲とノウハウがあつて取り組んでいただいている職員が支えられる市町村と、そうでない市町村があるということだろうと思えます。

私どもは、ここはとにかく市町村なら市町村ということで決め打ちはしないで、地域農政を支えるさまざまなプレーヤーがいらっしゃいますので、市町村が頑張れるところは市町村に頑張つていただく、市町村のマンパワーはやや足りないけれども、農業委員会のほうで農地利用最適化推進委員ということで、全国で4万人（※正確には農業委員と農地利用最適化推進委員の合計値）の配置もございますので、その方たちにファシリテートしていただければ、その方たちにファシリテートしていただく。

そして、特に現役の市町村職員でなくても、地域でずっと農政担当職員として現場を回つていたと、自分はリタイアしたけれども、まだ地域のお役に立てるならばということで、そういう志をお持ちの行政OBの方もいらっしゃいます。そのような方に対しては、先ほど別のご質問の際にご回答した農業経営相談所のほうから、コンサルテーションといいますか、アドバイザーとして、そのファシリテートを手伝つてくださいということでもお金を出せるようにしておりますので、そういった思いとノウハウを持った関係の方々で役割分担しながら連携して取り組めるようにということで、トータルパッケージで進めてまいりたいと思えます。

○庄司農村振興局農村計画課長 農村振興局でございます。

岸本委員からご指摘がありました3番目の指標の単位の話ですけれども、これはすみません、まずここに書いていないんですけれども、これは前回、この基準を見直したのは平成27年で、それからその目標年度がそこにありますように令和7年、平成37年、ですから11年間の目標になっています。11年間で4.5万ヘクタールの荒廃農地を再生しましょうという目標になっています。

それで、右側の欄に指標という欄がありますけれども、そこにFとSがありまして、Fというのはフローということで、要は毎年毎年これぐらいやつていきましょうという目標で、逆にそれ以外のSというのは、だんだん目標に近づいていく、積み上がっていく、そういうタイプの目標になります。こちらは毎年毎年これぐらやりましょうという目標を指しています。先ほど11年間で申し上げましたが、4.5万ヘクタールを11で割ると、毎年4.1千ヘクタールになるということでございます。

○前田広報評価課長 それでは、岸本委員、お願いします。

○岸本委員 よくわかりました。

そうなるのと、このNo. 1も、もしかしてSじゃなくてFになるのかなと、ちょっと思ったりしたので、その辺は整理が要るかなと思います。

○前田広報評価課長 経営局からお願いします。

○大島経営局総務課長 よく広報評価課と相談して再整理をさせていただいて、必要に応じて修正させていただきたいと存じます。

○前田広報評価課長 それでは、榑澤委員、お願いします。

○榑澤委員 いくつかありますが、まず資料1-11ページの先ほどの論点になった担い手の集積のところですが、これは農地中間管理事業の実績とあわせて担い手が利用する農地面積の割合がどうであったか、という数字がどうして出てこないのか。

山崎委員が大変いい制度だということで評価されましたけれども、全国的に言って、農地中間管理事業の目標達成度合いというのは一体どうであって、それとの関連で、この担い手集積はどう評価できるのか、農地中間管理事業は担い手への農地集積を一つの目的として導入されたのですから、この政策の実績の数値があって評価がなされるんだろうと書いていたんですけども、その事業関連の数字が出ていないのはなぜかということです。それが1点です。

それから、一応、平場地域については一巡し、これからは中山間に政策のドライブをかけていくというお話だったんですけども、その際に農地中間管理事業を使える見込みがどれだけあるのかということですね。

といいますのも、人・農地プランを通じて、つまり地元の論理で担い手を選定して、そこへ集積するという、そこをベースにして農地中間管理事業を中山間でどうつなげるかということですけども、中山間では担い手を明確化できるかどうかということについては、難しい側面があります。

そういう意味でいいますと、人・農地プランも重要ですが、せっかく農業経営基盤強化促進法の中に農用地利用改善事業という事業が位置付けられて、農用地利用改善団体があるわけですよ。その利用率は全国的に言って非常に低い。これは団体をつくってもメリット感がないと受け止められている。一時補助金の受け皿として普及したことはあったけれども、それがなくなったら、また下火になった。その意味では、担い手を特定するのが非常に難しい地域では、私は利用改善団体をもっと利用するような政策的ドライブをかけて、これが全国的にどのぐらい設置されたかということを経験に政策判断をするということが重要ではないかと考えております。

それから、1-10ページ、政策分野⑥ですけれども、まず農業経営の法人化の推進のところですが、これは法人化をした後、倒産して解散した場合の数値も含まれていて、プラスマイナスで結果として増加ということがあるんですよね。そこで、どれだけの法人が解散し、それに伴ってどういう問題が生じたかというようなことについても、法人化の推進という政策評価の一環として、やはり位置付けておく必要があるのではないかと考えます。

それから、これは最後ですけれども、No. 2の農業従事者の確保、これはAという評価になっています。40代以下の農業従事者数が増えているという結果については、ちょっとびっくりしたんです。

それで、事前にこの中には例えば外国人研修生も入っているのかという質問をさせていただきました。地域に定着する農業従事者、これを増やすことが政策目標の一環となっていると思います。そうすると、一時的な雇用による従事者も全て含めて評価するというのが、今言ったような政策目標の評価にとって適合的かどうか、これはなかなか数字を分けるのは難しいということなのかもしれませんけれども、地域定着の従事者の確保という点で、どの程度だったのかという評価も必要ではないかと思いました。

○前田広報評価課長 結構質問が多かったので、一旦ここで役所側から回答をお願いします。

○大島経営局総務課長 多岐にわたってご質問をいただいたところでございます。まず集積目標8割の中での農地中間管理事業の推進の数字ということでございます。

手元に数字を持ってきていないのですけれども、これは国会で今度の農地バンク法の改正法案を審議させていただいた中でも、農地中間管理機構の寄与度ということについては、議論になったところでございます。機構をかませることで、その集積の面積が上がっていくということでもございまして、集まってきた面積のトータルの数字で見えておりますが、その中でのさらにまとまりの質ということ考えたときには、このような中間保有機能を果たす法人が一回中間でバッファーになることによって、何度も何度も話し合いを重ねて、そして、それを大きな形でまとまりをもった団地化をしていくという意味では、機構の果たす役割は大きいと思います。

ただ、ちょっと今、数字が手元にないのでお答えできませんが、この増加してきた3.1万ヘクタールのうちの全てが機構でないのは事実でございます。

引き続き相対で話がついている部分もありますが、それはそれで集約という機能を果たしておりますので、そこは捨象する必要はないだろうということでもございますが、今回のせっかくのご指摘でもございますので、特にこの中の集積によってコアの機能を果たすべきと位置づけられた農地中間管理機構が、この数字全体を通してどれくらいの寄与度があるのかということ

について、来年度以降の評価の中でどのような形で整理ができるのか、よく担当部局として検討の上、広報評価課とも相談をしてみたいと思います。

2点目の質問でございますが、中間管理事業の農地中山間地域等での推進に当たってということでございます。

まず地元の論理というようなことがございますけれども、とにかく農地、これから今やっている人がいずれ年をとって手放さなきゃいけない、誰かに預けなきゃいけないということは、まずはしっかりと現場で危機感を共有していただいて、それから地域の将来像を考えていただくということでは、この人・農地プランの話し合いというのは、まずもってベースにあるべきものだというふうに考えております。

ただ、当然、今やっぺらっしやる担い手だけで全てが完結できる地域ばかりではないと、それはおっしやるとおりでございます、外から法人を呼んでこななければいけないということもあろうかと思ひますし、既存の農地関係のさまざまな制度、政策、団体等も活用しながらというの、それもまたおっしやるとおりだろうというふうに思ひております。

まず、この9月以降、各地域で人・農地プランの話し合いが進んでまいりますので、そのような中で、受け皿としてどのような形の、従来私どもが想定していた認定農業者等以外でも中山間で支えていただけるプレーヤーとしてどういう形が想定できるのか、そして、その人たちに、より役割を果たしていただくために、どのような政策支援が必要なのかということは、大変重要な検討課題だというふうに思ひますので、たまたま今回、基本計画の5年に一度の見直しの時期でもございます。大変重要なテーマと思ひておりますので、よくそこは詰めて、現場のご意見も伺いながら考えてまいりたいというふうに思ひます。

3点目の法人化の推進について、やめてしまった人もいるのではないかとということのご指摘でございます。

実は、悉皆で拾っている数字ではないのですけれども、法人化を推進する上での関連する一つの施策といたしまして、集落営農が法人化するに当たって、登記費用を出したりですか、あるいは法人化をするためのビジネスプランづくりをお手伝いしたりとかいう形で、1経営体当たり40万円を定額で支出するという形の事業がござひます。

この事業について、交付対象者の法人を、その後のフォローをしている数字がござひますけれども、もともと集落営農のときよりも法人格をつくって、より安定的な経営形態としてやっぺらっしやということになって合意がなつて法人化しているものが、形態として圧倒的でございますので、平成25年度から29年度までこの事業を活用して法人化を成し遂げられました2,500強の法

人体のうち、どの程度の法人が解散してどの程度が残存しているかを整理したデータがござい
ますが、大部分は存続しているという形です。

あと、最後の質問が、ここはデータの制約とかがございますが、委員がおっしゃるとおり、
定着をしなければ意味がないということだろうと思います。

農水省が掲げております40代以下40万人の目標というの、20代から65歳ぐらいまでを主に
活躍していただきたい年齢層だと考えると、45年分の年齢層があるわけで、それで毎年2万人
ぐらい入ってくれば、それで大体90万人ぐらいになって土地利用型農業、そして、あるいは
それ以外の品目も主たるプレーヤーとしてカバー、支えられるのではないかという発想で、今
政策を推進しているところでございますが、この2万人も毎年入ってきてそれで終わりという
ことではなくて、定着ベースで2万人ということを目指そうということは考えているところで
ございます。

ただ、一つ悩ましいのは、入ってくるほうの数字は、いろいろな統計でカバーもしますし、
新規就農施策の活用対象者ということで拾えるんですけども、出ていく人がそれぞれ、さま
ざまな人生のご判断の中で出ていかれる中で、それを拾う手段が今のところないものですから、
どうしたらいいのか、私どももそこは今、思案しているところでございまして、定着ベースで
の人数をどういう形で把握していくかというのは、技術的に難しいところもありますが、委員
ご指摘のとおり大事な課題だと思っておりますので、引き続きの検討課題として考えてまいり
たいと思います。

○前田広報評価課長 榎澤委員、お願いします。

○榎澤委員 ありがとうございます。

1点だけ、補足させていただきたいと思います。

私が農用地利用改善団体ということを行いましたのは、人・農地プランにおいては、担い手
を特定するということがなければいけないんですね。しかし、それは難しい地域があるので、
農用地利用改善団体の制度というのは、担い手を特定して、そこへ集積するということをも自己
目的化しているものではなく、その地域の農地をどうやって農地として維持管理していくか
ということに関する地元の団体という、非常に汎用性の高い団体なので、これを活用したほうが
いいという趣旨で申し上げました。

○前田広報評価課長 それでは、ほかに委員の皆様からお願いします。

山崎委員、お願いします。

○山崎委員 政策分野⑧の資料1-13ページになりますが、震災を受けた被災地における営農

再開が可能となる農地面積が、目標年度が元年度に1万8,420ヘクタールとなっておりますが、これは100%被災地の農地が回復したという数字として見てよろしいのでしょうか。

○前田広報評価課長 よろしいですか。では、農村振興局から。

○庄司農村振興局農村計画課長 農村振興局でございます。

この目標は、普通は5年間とか、もう少し長期でやっているものなんですけれども、震災の復旧の事業というのは、これはなかなか、例えば特に原子力災害などの地域になりますと、避難指示の解除になっても県外にまだ今も避難していらっしゃる農家がいったり、いつ帰ってくるかわからないといったような状況があったり、あるいは県外に避難していらっしゃる地権者と調整していかないといけないとか、そういうこともございまして、あまり長期な目標が立てられないこととなりますので、市町村とかに、要は復旧の現状とか、それから今後どうかというのを聞いて、毎年毎年1年ずつ目標を作っております。

ですから、この1万8,420ヘクタールになったら全ての被災地域、6県の目標をとっていきましても、それが全部回復するということではありませんで、今年度できそうなところができるといふ数字になります。

○山崎委員 ありがとうございます。

もう一点、政策分野⑨のNo.1の指標について。

小麦、大豆の生産量について、去年は産地である北海道が生産が凶作でしたので、評価Cになるのは仕方がないですが、2018年に生産調整が廃止され、飼料用米と米粉用のついて、今後、目標数値が7年度までございますが、生産調整が廃止となり、生産量をどのようにコントロールし、保持していくかをお聞かせください。

また、今年、太平洋側では記録的な低温日照不足になっております。生産者やコメ卸に伺いますと、現在、米価は上げ基調になっており、今年の異常気象で収穫量が下がった場合は米価も上がり、来年は飼料用米等の生産から少し離れてしまうのではないかと懸念するところです。米価に上昇に伴い主食用に生産をシフトしてしまう生産者に、ブレーキをかける対策は、何かお考えでしょうか。

○前田広報評価課長 何か関連してご意見、ご質問はございませんか。

榎澤委員、お願いします。

○榎澤委員 今のご質問に関連しまして、資料1-17ページの特に小麦の生産量、それから大豆の生産量についてですが、これは指標が生産量になっていますね。作付面積指標というものは設定されていません。C評価になっているのは不作だったという理由ですが、作付面積がも

し仮に増えていけば、また数値は違ってきているかもしれないし、その辺の案分は一体どうなっているのか。やはり指標として作付面積を入れることは重要ではないかと思いました。

○前田広報評価課長 ほかに関連して何かございませんか。

それでは、ここまでで、まず役所のほうから説明をお願いします。

○郡生産局総務課生産推進室長 ご質問ありがとうございます。

制度が新しい形になりまして、行政による数字を割り当てていくということではなくなってきたということでございますので、誘導施策との政策ミックスにおいて、これを活用していただく方向をより打ち出していくということしかないわけですが、そのメリットでありますとか、そういったところを丁寧にお伝えしながら、その経営の中に取り込んでいただくことを進めていかなければいけないと思っておりますし、飼料用米や米粉用米だけではなく、今回ちょっと数字が減少してしまう要因の一つと勘定はしておるわけでございますけれども、どちらかという輸出に向けた取組であるとか、国内向けの主食用米以外のものというような選択肢というものを数多く提示し、かつ、それに対しての取組体制の整備でありますとか、魅力ある施策のパッケージの提示であるというところで進めていくことを、やはり地道に展開していく必要があるのかなというふうに思っております。

日照不足等々で米の供給量が下がると主食用に向いてしまうと、これは致し方ない部分というのは幾分かはあると思うのでございますけれども、そういった中長期的なトレンドの中で、それを実現していく必要があるのかなと思っております。

それから、1つ質問がございました生産量であって作付面積でないのはどうかということでございますが、これは基本計画の中での生産努力目標がベースになっておりまして、そちらのほうが量ということで、ないしは自給率というところに連動する形で目標設定をしてきて、それがブレークダウンされてきております。

面積というパラメーター以外にも収量等、いろいろな要素を絡めながら目標を達成していくというのが指標化されておりますので、面積というのも非常に重要な指標なのは間違いございませんけれども、生産量というのを指標化させていただいている次第でございます。

○前田広報評価課長 よろしいですか。

ほかに委員の皆様からご意見、ご質問をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、中目標2についての議論を終了いたします。

ここで10分間の休憩を挟みますので、14時50分までにはご着席願いたいと思います。

午後 2時39分 休憩

午後 2時49分 再開

○前田広報評価課長 会議を再開いたします。

中目標3、農村の振興につきまして、政策分野は⑭から⑯となりますけれども、まず⑭と⑯について、農村振興局から説明をお願いします。

○庄司農村振興局農村計画課長 それでは、3つ目の中目標に入りまして、委員の皆様お疲れさまでございます。農村振興局の庄司でございます。休憩前に引き続きまして、よろしくお願ひします。

まず私から、⑭と⑯の実績評価につきましてご説明させていただきます。

資料1-22ページをご覧ください。

政策分野⑭、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等でございます。

こちらの分野は6つの指標を設定しておりますが、達成度合いがAの指標が4つ、Bの指標が2つとなっております。No.1の農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率につきましては、達成度合いがBとなっております。

この指標は、共同活動、要は畦畔、あぜの草刈りですとか水路の泥上げをやったりするような共同活動をやっていく上では農業者の数が必要になりますけれども、担い手に集積したり、農家の数がそもそも減っていきますと、それを補う形で農家でない非農業者の参画が増えるだろう、増えてもらわないと困るということを想定して設定しておりましたけれども、30年度は、非農業者の参画はもちろん増えたんですが、農業者の参画も対象面積が増えたことにより増加した結果、非農業者のほうの割合の伸びが小さくなったということで、目標を下回るような形になっております。

政策分野全体の目標の達成度合いといたしましては、「相当程度進展あり」という整理にさせていただきます。

続きまして、資料1-23ページをご覧ください。

政策分野⑯の多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等でございます。

こちらの分野では、2つの指標を設定しておりますが、達成度合いがAの指標が1つ、Bの指標が1つとなっております。

これはNo.1のグリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数につきまして、達成度合いがBとなっておりますので、その要因をご説明したいと思います。

これは日本人のグリーン・ツーリズム施設の年間の宿泊者の数と、それから外国人のほうの数というのを指標にしておりますけれども、外国人の交流人口は大幅に伸びているということですが、国内のほうが今ひとつだったということが要因になってございます。

国内の日本人の旅行者数が伸びないというのは、これは何もグリーン・ツーリズム施設、これは農家民宿とか公設の青少年自然の家みたいな宿泊施設を指しているわけですが、そういう施設に限った話ではなくて、国内旅行一般について言える話だということです。

農水省といたしましては、平成29年度から農泊推進対策という事業を設けまして、ビジネスとして農泊に取り組むための宿泊施設の整備ですとか体制の構築、あるいは地域資源の観光コンテンツとしてのブラッシュアップ等を支援しまして、国内外からの旅行者の受け入れ体制の整備を進めているところでございます。

それから、先日、行政事業レビューというのがございまして、本日出席の金子委員から、この測定指標につきまして、農水省の取組の直接的な成果が見えにくい指標になっているのではないかなというご指摘をいただいております。

この指標の指標名は、訪日外国人旅行者数というふうになっておりますけれども、実際は訪日外国人のうち農山漁村体験等を行った人数、これを対象にしています。何も日本にインバウンドにやって来られる外国人全体を指しているわけではありませぬので、誤解を招きかねない表現なので、機会を捉えまして指標名を見直すようにしたいと考えております。

政策分野全体の達成度合いといたしましては、「相当程度進展あり」ということにさせていただきます。

以上で政策分野⑭、⑯の説明を終わります。

○前田広報評価課長 続きまして、政策分野⑮の説明を食料産業局からお願いします。

○坂食料産業局総務課長 食料産業局でございます。私は2回目の登場でございますが、よろしくお願いたします。

政策分野⑮についてご説明申し上げます。

お手元の資料1-24ページをご覧ください。

この分野につきましては、測定指標は3つでございます。そのうち達成度合いがAの指標が2つ、Bが1つございます。この分野につきましては、C評価、あるいは前年度の実績値を下回った指標はございませんでした。

また、この分野の達成度合いは、下段にありますとおり、「相当程度進展あり」という判定となっております。

次に、事前分析表の見直しについてでございますが、この分野の測定指標の見直しはございません。

簡単ですが、政策分野⑮の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○前田広報評価課長 それでは、中目標3の政策分野につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

それでは、岸本委員、お願いします。

○岸本委員 政策分野⑭のNo.4のところですけども、農村部の人口減の抑制という指標で人数が載っているんですけども、これは別に抑制した人数じゃないと思うので、ちょっと何かずれている印象と、このSの下矢印になっているんですけども、これがもし農村人口だとしたら増えたほうがいいので上矢印かなと思ったり、減った人口を書くんだったら下矢印かなと思うんですけども、その辺はどういう指標なのか、ちょっと教えていただきたいです。

○前田広報評価課長 それでは、篠原委員からお願いします。

○篠原委員 それでは、グリーン・ツーリズムのところで、非常に興味があるのでご質問をさせていただきます。

今、広島は、非常に海外からのお客様が多くて非常に喜ばしいところなのですが、実は宿泊をしてくださる人は少ないと。宿泊するとしないでは、落ちてくるお金はもう全然違っておりまして、今、広島の課題は、いかに宿泊していただくかということになっています。

広島市だけで考える場合と広島県全体で考える場合は違っていて、県全体で考えるときには、やはりどう山間部とか農村地というか、ああいうところに行ってもらって自然を満喫してもらうかということで、いろいろ対策を産官民でいろいろ考えているところなのですが、非常にネックになるのが交通網の整備と、それから、あちら側の受け入れ体制ですね。やはり英語に対するアレルギーとかそういったものが強くて、受け入れていただけないというところが今ネックになって進んでいなかったりいたします。その辺に対する対応策はどのようにお考えなのでしょうか。

○前田広報評価課長 ほかに関連でも結構ですので、ございませんか。

それでは、まずここままで、役所のほうから回答をお願いします。

○庄司農村振興局農村計画課長 まず岸本委員から、人口減の抑制の指標についてのお尋ねがございました。

これは、だんだん数字が減っていく目標で、目標が、要はこれぐらいの数値まで減るのをこのぐらいで抑えようと。実績が、ただそれをちょっと下回ってしまったと、そういう指標でこ

ございます。

確かに、農村の人口をどんどん増やしていったらいいじゃないかと、上向きの目標を立てるというのは、お気持ちはすごくわかりますけれども、ただ、現実的に日本全体の人口が減ったりしている中で、なかなか上向きの目標を立てるのは現実的ではないので、下がるは下がるんですけども、あまり下がらないようになるべく施策を打つなりして、その減少を少しでも緩和していこうと、そういう指標でございます。

○前田広報評価課長 岸本委員、お願いします。

○岸本委員 指標はちょっと前のときもあったので、上矢印と下矢印とイコールの意味づけがやっぱり曖昧なところがあって、何か増加すべきものと減少すべきものと維持すべきものという指標なのか、現在、増加傾向にあるとか減少傾向にあるとか維持傾向にあるというのを表しているだけなのかということところが、ちょっとぶれがあるような感じがしていて、例えば事故を減らす、事故数みたいな指標のときは、やっぱり減らすべきだという下の矢印がある気がするんですけどね。

何か下にあると、減らすべき指標みたいなイメージを持ってしまうので、私もこういうのを2年前に提案した人間なので、そこら辺を整理したいなというふうに思っています。指標としてはわかりました。

○前田広報評価課長 減少を減らすべきという意味ですね。

○岸本委員 減少を減らすべきだとしたら、この指標が減少数というか……

○庄司農村振興局農村計画課長 要するに、一定水準で何とか2,309万7千人でずっとなるようにしようと思っているわけじゃなくて、一定の速度で減っていくのは仕方がないけれども、あまり減らないように、緩やかに減るようにしていきたいという、そういう目標になります。

○岸本委員 わかりました。

○庄司農村振興局農村計画課長 もう一つ、外国人の受け入れの話で、確かに冒頭おっしゃられましたように、宿泊をしていただかないとお金が落ちませんので、もちろん農山漁村を見に来てもらうのは大事なんですけども、やっぱり泊まっているいろいろな食事をされたり、泊まってもらうのが一番大事なかなというふうに思っておりまして、我々もそういうことで事業のほうを準備させていただいています。

先ほど外国語に不慣れでなかなか大変だというような声を聞かれましたけれども、そういう多言語への対応ができるような支援とか、トイレの洋式化ですとかWi-Fi環境の整備なんかをやるようなことも行っております。

○前田広報評価課長 ほかに委員からご質問、ご意見をよろしくお願いします。

長田委員、お願いします。

○長田委員 資料1-23ページのご説明をいただいているところですが、No.2のほうの都市住民を対象とした都市農業に対する意識調査の結果で、まあまあの数字なのかもしれませんが、この都市農業に対しての理解を深めるために農水省として何をしていらっしゃるのかを教えてください。

○前田広報評価課長 関連して何か、よろしいでしょうか。

榑澤委員、お願いします。

○榑澤委員 関連してですけれども、都市住民に対する都市農業の理解の促進とか、それから要するに、都市と農村の架橋といいますか、そういった課題というのは、ここに掲げられている政策だけではないですね。これからご説明いただけるものも含めて多様にあると思うんです。その一つとして、地域おこし協力隊という、これは農村に限ったことではありませんが、そういう制度もあるわけですね。

しかし、それは総務省の管轄で農政では扱わないと、だからここには載ってこないんだという事なんですけれども、どうなんですかね。

要するに、いろいろな省庁がそれぞれやっていて、その省庁でやっている政策だけを単独で評価していくという、これがいいのかどうか。もし、この機会に、こんなことを申し上げていいかどうか分かりませんが、今日のこの評価のやり方も、農水省内部の各局が入れかわり立ちかわりで来られていると。それぞれの局の政策というのは、ほかの局の政策と必然的に関連するものはたくさんあるが、全体として、農水省全体が体系的に取り組んできた政策についてどのような評価になるのかというのは、非常に見えにくい形になっている。

そうではなく、やはりそれぞれの局で展開している政策とその評価、これは他の局で展開している政策とどう関連し、その評価とどう関連するかということも、やっぱり念頭に置いて、この政策の評価をすべきじゃないかというふうに、ちょっと思いました。

今なぜそんな話をしたかという、ですから、都市住民に対する都市農業の理解の促進とか、そういった都市と農村の関係というものをどう考えるかといったような政策があったものから、すみません。

○前田広報評価課長 全体にもかかわりますので、まず私のほうからお答えいたします。

政策評価のやり方については、榑澤委員の申された問題意識は我々も持っておりますが、一方で、個々の事業の積み上げにより政策が成り立っておるというのも事実でございます。

このため、国では、個々の事業の評価として、行政事業レビューという、事業単位に目標を設定して、効果があったのか、執行状況はどうかといった点検をする取組を実施しています。

一方、ある程度まとまった政策分野ごとの評価として、本日も議論いただいております政策評価という取組を実施しています。

この政策評価については、冒頭申し上げましたように、政策評価体系という農林水産省の全体の政策を、まず大きく中目標としまして、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興、森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、水産物の安定供給と水産業の健全な発展、それから横断的に関係する施策というふうに、6つに分けて、さらに中目標の中を23の政策分野に分けて、これらの分野ごとに体系的に評価を実施しております。

どれか1つの政策分野が、ある特定の部局にだけ関わるといったものもありますが、それぞれの政策分野は複数の部局が連携しながら推進しております。23の政策分野についての目標ないし成果というのがどういうふうな状態になっているのかということについては、それぞれの政策分野の中に本日お示ししておりますような指標をいくつか立てまして、その総体的な数値の状況から、政策分野全体としておおむね進展があったとか、不十分であるといった評価を客観的な基準に基づき行っておるということでもあります。

本日の説明は、主として最も関係する部局から便宜上お話をさせていただいているところがありますが、縦割りのどこか一つの局だけでやっているということではありません。

今後とも、榑澤委員のおっしゃる問題意識というのは十分認識した上で、政策評価と行政事業レビューという形を基本に、国民の皆様によりわかりやすい政策の点検のあり方というのを鋭意検討してまいりたいと考えています。

○庄司農村振興局農村計画課長 農村振興局でございます。

長田委員から、まず都市農業のお尋ねがございました。

確かに、都市農業は農家戸数でいうと約1割ぐらいですし、日本中の農地面積でいうとたった2%ぐらい、市街化区域になりますと非常に面積は少ないんですけれども、ただ販売金額だと手元の数字だと8%ぐらい全国であって、なかなか重要な位置を占めています。

それで、都市の農地というのは、農地法とか農地制度ですと届出制になっていたりして、転用許可にもなっていないような感じで、言葉はちょっと悪いですがけれども、あまり重要な扱いをしていないんですけれども、ただ、近年それは少しずつ見直されてきているのではないかなというふうに思っております。

都市の農地というのは、いろいろな多面的な機能を持っているのではないかと思います。1つは新鮮な農産物を供給するだとか、あるいは農業体験とか交流活動をするような場だったり、あるいは都会の方が心安らぐような空間だったり、あるいは災害時に防災空間というんですか、そういうものにもなったり、あるいは雨水なんかを貯めるような、アスファルトのところにとどくと流れないような、そういう機能もあるのではないかということで、都市農業は非常に大事だと思っていますし、理解を醸成すべく、これはいろいろな施策を用意しています。それは直売所の支援だったり市民農園の支援だったり税制があったりしますので、後でまとめた紙をお出ししたいと思います。

○前田広報評価課長 よろしいでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。

といいますのは、私自身は東村山なので農地が結構周りにあるのと、子供が練馬、杉並に住んでおりまして、やはり近くに畑があるということは、非常に小さい子供たちが育っていく過程でとてもいいなと思っているんですね。

ただ、近年、住宅にどんどん変わっていったというのが現状なので、そのところをちょっと伺わせていただきました。ありがとうございます。

○前田広報評価課長 ほかに委員の皆様からご質問、ご意見をよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

榎澤委員、お願いします。

○榎澤委員 政策分野⑭ですけれども、No. 3に中山間地域等の農用地面積の減少を防止という目標があつて、Aという評価が出ています。

その評価は、これが目標値8.8万ヘクタールに対して実績値7.7万ヘクタールということで、若干達していない部分はあるけれども、おおむねAということになっています。これを実現した政策手段は何だったのか。例えば中山間の直接支払いがどのように効いてこうなったのか、あるいは共同労働を促進するための補助金というのがありますよね。そういったものが総合的にどう機能して、こういう結果になったのかというような評価はできるのでしょうか。

○前田広報評価課長 では、よろしくお願ひします。

○庄司農村振興局農村計画課長 資料1-22ページのNo. 3、これは中山間直接支払いの指標になります。

これはご承知のとおり、中山間直接支払いは、5年間協定期間の間、営農を続けていただいで耕作放棄地、荒廃農地を出さないということを目標にやっていたくものなので、要はこの

目標の面積というのは、中山間直接支払いがもしなかったならば、どれぐらい面積は減っていたらというのを考慮して、そういう面積を目標にしています。

つまり、この協定をやっていないようなところだと、一定の割合で農地面積は減少してきますので、その減少率と、それから直接支払いをやっているその取組面積を掛け算すると、これぐらいの面積が減らないで済んだらろうと、そういうややトリッキーな感じなんですけれども、そういう数字を出しているというものでございます。

○棚澤委員 すみません、よくわかりました。要するに、これは中山間の直接支払いの成果であるということですね

具体的な政策手段の有効性評価がわかるように書いていただけると、いいと思います。

○前田広報評価課長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、中目標3についての議論を終了いたします。

ここで5分間の休憩を挟みます。15時25分までにはご着席願います。

午後 3時17分 休憩

午後 3時24分 再開

○前田広報評価課長 それでは、会議を再開いたします。

2つ目の議事といたしまして、林業分野及び水産分野の令和元年度実施施策に係る事前分析表案につきましてご議論いただきます。

資料につきましては、引き続き資料1を用いて説明させていただきます。

まず中目標4、森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展についてご議論いただきます。

政策分野で言いますと⑰から⑲となりますけれども、林野庁から説明をよろしく願います。

○河南林野庁林政部企画課長 林野庁でございます。企画課長、河南と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

では、林野庁関係の事前分析表の見直しのところを中心にご説明したいと思います。

資料1-25ページから33ページのところまでが関係の部分でございます。

合計で9件ありまして、うち2つは同一のものでございますので、実質的には8件でございます。見直しの政策は大きく3つございます。1つ目は、昨年の国会で成立をいたしました森林経営管理法、これが今年の4月に施行されておまして、これに伴いまして施業集約化の指標を見直すものが1件、政策分野⑰、⑱の2カ所に出てまいります。それから、2つ目のグル

ープが本年5月に閣議決定をされました森林整備保全事業計画の策定に伴うものでございます。3つ目が、実績値の把握時期の変更に関するもの、これは鳥獣被害の関係のものでございます。これらのうち主要なものを簡単にご説明いたします。

まず1-25ページでございます。

1つ目のグループの森林経営管理法の施行に伴う見直しでございます。

現行の民有林における森林経営計画の作成率という指標を私有人工林における集約化の目標面積に対する割合に見直したいとするものでございます。

従来の指標は、民有林全体、これは私有林と呼ばれるものと県、市町村などが有します公有林と呼ばれる両方があるんですけれども、この全体を視野に入れまして、また天然林も含んだものでございました。

一方で、この1-25ページの上のほう、施策(1)というところに記述があるんですけれども、ここでの目的は、面的なまとまりを持った森林経営の確立というふうに、ここに書かせていただいていることからしても、集約化の実質的なターゲットになりますのは私有林、しかも経済活動の中心である人工林ということでございますので、ここによりフォーカスを当てたものにしたいということ考えたのが変更の1点目でございます。

それから、従来の指標にございます森林経営計画というものがあるんですけれども、これは意欲のある所有者等が作成してきたものでございますけれども、近年の実態を見ますと、木材の価格が低迷しているとか、そういうこともありまして、どうしてもそういう意欲を持つことができない、なかなか重い腰が上がらないという人たちがいらっしゃいます。それは実態といたしましては、小規模分散の森林を前にして、なかなか意欲がわからない、そういうことがございまして、これに対応するものとしたしまして、そういう方々の森林を市町村が一旦お預かりをし、それを意欲ある事業者の方につないでいく、そうすることによって面として一体として施業ができるようにする、そういう枠組みを新たに設けたものでございます。これが森林経営管理法の大きな枠組みでございます。

これを受けまして、今後は、もともとの指標にありました意欲がある方によって策定された森林経営計画のカバー面積、すなわち民有である程度うまくいく面積、これに加えて、意欲をなかなか持てずにいらっしゃる所有者の方から、森林経営管理法に基づきまして市町村に経営管理権が設定をされた面積、すなわち公、パブリックセクターが関与して集約をしていこうとする面積、その2つの合計値が上がっていくように、これからの施策を展開していきたいというものでございます。

具体的な水準といたしましては、当面の10年間で私有人工林の半分の集積・集約化を目指していくこととして、この目標への到達度で測定したいと考えているものでございます。

2つ目のグループは、新たな森林整備保全事業計画の策定に伴うものでございます。これは1-26、27、29、30、31、32ページと出てまいるものでございます。

森林・林業に関します最も基本的な計画といたしましては、森林・林業基本計画というものがございまして、これは政策の基本的な方向を定めているものでございまして、これに基づきまして、森林の整備、あるいは保全に関する計画として、全国森林計画というものを私どもは定めております。

この全国森林計画の中には、伐採する立木の材積ですとか造林をしていく面積とか、そういうものが書いてあるんですが、この全国森林計画の達成に資するための公共事業の長期計画として策定されるものが、ここでご紹介する森林整備保全事業計画というものでございます。

昨年の10月に新たな全国森林計画が、この後15年の計画として策定をされまして、これを受けて森林整備保全事業計画が今年の5月に策定され、それぞれ閣議決定をされたところでございます。今回この新たな事業計画の記述内容に即した形で指標の見直しを行いたいとするものでございます。

もう一点、鳥獣のものは割愛をさせていただきます。

以上が内容でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○前田広報評価課長 それでは、中目標4の政策分野につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

それでは、榑澤委員、お願いいたします。

○榑澤委員 美谷添委員がご欠席なので、ちょっと私もお意見を伺いたいなと思っていたところですが、資料1-25ページで森林経営管理制度ができて、それによる指標を変更ということですが、この森林経営管理法については、農地における中間管理事業を森林に適用するという形で作られたものというふうに私は理解していますけれども、農業にしても林業にしても、多様な担い手という政策課題も一方であると思うんですね。

そういう観点からすると、従来の民有林における森林経営計画の作成率を上げていくといった、こういった指標をやめてしまって、専ら規模拡大の成果を評価するという指標だけに収れんさせていくことが、林業政策全体にとっていいんだろうかという疑問を持ちます。

その意味では、自伐という形での林業展開が全くないわけではないわけですから、これも運動としてはあるわけですから、そういうことも含めて考えれば、従来の基準も置いておいて、

森林管理経営制度による集積率という指標を、新たにつけ加えるのは結構だと思うんですが、今までの評価指標を全部やめてしまってこれに置きかえるというのは、いかがなものかなという印象をちょっと持ちました。

○前田広報評価課長 関連してご意見、ご質問はございませんか。

それでは、林野庁から説明をお願いします。

○河南林野庁林政部企画課長 今、榑澤委員からお話がありましたように、さまざまな担い手がいてということは、おっしゃるとおりかと思います。

今回、私どもはこういう指標の見直しを考えているわけですが、やはり平均的な姿で見ますと、どうしても今の木材価格の関係からいたしますと、所有者から見て自力で自伐的に、まだそれでも施業を行っている方はまだよろしいかと思うんですが、幾らこれは山に自ら手を入れても、あるいは人に頼んでも損が出るばかりで、放っておくのが一番いいという、そういうお気持ちになっている方がいらっしゃる実態もございます。

そういうものに対応する仕組みとして、今回、私どもは経営管理権という新しい権利をまず市町村に設定して、その中で民間の施業になじむようなところだけを、また民間の事業体にそこは委ねて、施業を集約化してコストダウンを図る。その結果として、木材価格との差額ができるだけ所有者のもとに返る、そういう流れをつくりたいと思ったのが1つであります。

一方で、なかなかそこに向かないものについては、市町村自らに管理をお願いする、そういうなかなか経済になじまないものも含めまして整備をしていただいて、森林全体の機能を発揮できる、それは多面的機能と我々は呼んでいるものでございますが、公益的なそういう機能を発揮してもらえるような、そういう条件整備を図りたいと思ったところでございました。

ということで、こういう見直しをお願いしたいということですが、一方で、今、委員からご指摘がございました。それはそれとしても、今まで森林経営計画でカバーしていたところを従来どおりウオッチしていく、それはそれで大切なことだと思いますので、ご指摘を踏まえてよく検討させていただきたいと存じます。

○長崎屋林野庁森林整備部整備課長 補足で、林野庁の整備課長ですけれども、今の委員のご指摘なんですけれども、今ご説明させていただいたこの指標は、従来の森林経営計画の数字をやめるのではなくて、森林経営計画制度に基づいて集約化された森林経営計画の面積にプラス、今回、森林経営管理法で権利が設定された面積、その2つを足したものを指標にしています。

ですから、やめているわけではなくて、むしろ委員ご指摘のとおり、多様な担い手で集約化していくという考え方はいささかも変わっておりませんで、ただ、森林経営管理法が新しい

ツールとして1つ加わったので、それを加えた形で新たに指標を付け加えたところがございます。

○榎澤委員 付け加えたと。

○長崎屋林野庁森林整備部整備課長 はい。ですので、やめているわけではなくて、その部分は継続しております。

○前田広報評価課長 ほかによろしいでしょうか。

金子委員、お願いします。

○金子委員 農業の場合、担い手への集約ということで、今まで現地を拝見したりして、そもそも区画整理等が前提にあって、面積を大規模化して大きい機械を入れたりして、効率化、いろいろ労働の効率を上げると。

ですので、先ほど話が出ていたように、そういうところがある程度、集約が進んでくると、残されたのは中山間地域ということで、多分そもそもの区画整理的なことというのは、できないのかどうか、ちょっとよくわかりませんが、かなり困難だということで進んでいないという話が先ほど出ていたんですが、ここで1-25ページでいうところの、多分これも先ほどちょっとお話があった、私も経験があるんですけども、山地主の方もコスト的に見合わないの放っておいているという方がいたんですけども、そうじゃなくしていこうという話なんだと思うんですね。

ただ、林業の場合、もともと今、農業との対比でいけば、そもそも山間地域だから林なので、経営的に改善するというのが、管理する面積を一経営者あたりに広げていけば単純に経営効率が上がるという問題なのか、それはスタートラインにすぎなくて、その先に具体的にどういふことをしていけば、放っておくのではなくて、経営的に成り立つような経営体になるのかなという、そのあたりのイメージというのを教えていただければと思います。

○河南林野庁林政部企画課長 お話をさせていただきます。

まさに、今、委員からお話がありましたとおり、農業の場合ですと土地改良事業をやって、まさに田んぼや畑の区画を大きくしてということが王道のところだと思います。

一方で、林野の場合ですと、ちょっとざくつとしたイメージで申しわけないのですが、一つの山として、ぱっと見たときに一面広がっている、これはまとめてやれば、それなりにまとめてできそうだなというところが、実はそこの中がいくつもの地主に分かれていて、それぞれの地主単位でやろうとすると、どうしても高コストになってしまうし、ペイもしない、だから意欲がなかなか持てないという、そういう実態がございます。

これは市町村が間に入らないで民衆で進めばそれでいいんですけれども、なかなかうまくいかないところについては、山主さんとの間で市町村が間に入ることによって、面として一人の事業者には経営管理実施権を設定することができれば、そこで最も効率的な形で、例えば木を搬出するための作業道なりを設置して、そこに大型機械を入れてということでコストが下がる、そういう形を理想的過ぎるかもしれませんが、思い描いているのは、今申し上げたような循環といいたいでしょうか、展開ということでございます。

○前田広報評価課長 金子委員、お願いします。

○金子委員 農業、例えば米とかですと、いろいろな事業でこれぐらいコストを下げるとか、ある程度の数値というのですか、経済ベースの数値、金額の話というのがいろいろな事業ごとに出てくるんですけれども、今おっしゃったイメージはある程度わかりました。当然、一つの山という大きな単位で見た場合に、その中で境目もわからないような形で地主の方が入り組んでいるよりも、全体を一作業場として捉えてやったほうが、コストが下がるであろうということとは想像はされます。

そういうことをやることによって、どのぐらいコストを下げていけば、多分放っておくというのは、輸入材との兼ね合いなんだろうなとしか思えないわけなんですけれども、そういうわけではないんですか。それとも単純に人件費等と木材価格が合わないからやらないということなのか。

逆に、コストをどのぐらい下げるイメージというのを持てば、山が放置されない形になっていくというのは、この事業のその先のほうに何か、当然精密なもので出るわけもないわけなんですけれども、イメージというのには何かあるんでしょうか。このぐらい現行よりこうやってコストを下げれば、要するに山が作業をする場として復活するのではないかと、そのあたりというのはどうなんでしょうか。

○河南林野庁林政部企画課長 今、委員からご指摘のあった問題意識に対応するようなものとして、実は私どもは今年6月に閣議決定をいたしました白書の中で、これは典型的なコストのイメージということで一つのグラフを紹介させていただいております。

これはスギの人工林が50年たって利用できるということになったとき、そういう想定のもとで1ヘクタールのスギの50年の林から木を切り出して、それを販売したときで、どういう勘定になるんだろうかということをお示ししたものでございます。

これはいろいろな統計数値を用いながら、あくまで試算として出したものではあるんですが、1ヘクタール当たりの売価、売って得られる価格が試算としては311万円という数字がござい

ました。一方で、311万円で売らるんですけども、その切り出す価格、あるいは搬出する、運搬する価格、そういうものがございまして、それを差引いて山主さんのところに残る価格というのが94万円という試算でございました。

一方で、育林コストという50年まで育てるまでに、木の苗を買って、植えて、草刈りして、間伐してというふうに、そこまでに徐々に徐々にお金がかかる、そのコストも試算しますと121万円ということでありました。

先ほど申し上げました94万円と121万円、50年育てて赤字になっちゃう。こんなんじゃ、それは意欲が出ないのは当たり前だよという数字でございまして、先ほどから申し上げている森林経営管理法の施業の集約化の世界は、先ほど311万円で売れるんですけども、94万円しか残らない、ここのコストをできるだけ下げていく。これが一つの方向性、もちろん育林するためのコストは121万円とご紹介しましたが、これを下げるためのさまざまな努力というのも必要なんですけれども、このコストダウンを図って、なかなか売価はコントロールできないところがあると思うんですが、自ら作業していく上でのコストの部分をできるだけ下げていく、そういうイメージを持っているところでございます。

○金子委員 ありがとうございます。

○前田広報評価課長 よろしいですか。

それでは、山崎委員、お願いします。

○山崎委員 森林経営管理法が新しく施行された中、意欲ある、そして能力のある経営管理者を集約させる事はとても賛成です。では、実際に国内で意欲もあり、それが成功していて、とても利益体質の法人は、たくさん創出されてきているのでしょうか。また、今後の山林集約を進めるなかで、集まってくる土地は、草がぼうぼうに生え、放棄地的な土地かとも思います。もう荒れ果ててしまった土地は、利益を上げる事よりも、それを再生するのにとても経費と時間を費やし、大変ご苦労をされるのではないのでしょうか。

また、私が住む埼玉東部は関東平野のど真ん中で、山や森林はありません。様々な建設などに国産の木材が必要ですが、製材や運賃のコストが高くなるので、家を建てるのも割高になる問題があります。実際に山林に行けば木材はあるのに、都心に近い側の埼玉には供給されません。3年前に私の住む町で町立幼稚園の新規建設に埼玉の間伐材を使った建設がございましたが、間伐材がなかなか手に入らず、工期は延び建設費用は2、3割増しになりました。平場では国産木材が圧倒的に足りないと感じます。

私たちは高いと思っている国産木材が、視察に行くと、山間部ではただのようなものと

言われてしまう事に違和感を覚えます。できれば積極的に利用、使用はしたいところです。

届くまでにコスト高になってしまう問題を解決できれば、利益が無いという山林の所有者にも還元できたりするのではないかと感じました。

○前田広報評価課長 いかがでしょうか。

林野庁からお願いします。

○河南林野庁林政部企画課長 まず、今のお話は、せっかく木材を使ったださるお気持ちがあるのに、それをお手元に届けることができないでいるというのは、私どもも役所を含めて努力が足りないことの証左じゃないかと思いつつ、お聞きをしておりました。

今、我々の政策課題の一つとして、できるだけ、川下と我々業界では呼んでおりますけれども、需要サイドにそういうお声があることを、いかに川上のほうに伝えて、そういう需要に合ったものをきちんと、しかも適正なコストで届けられるかということ、川上、川中、川下、そういう関係者が集まっていろいろ話しましょうという取組を始めているところでありまして、そういうことは、なかなか地域ごとにいろいろな関心も違うでしょうし、地道に進めなければいけないということはあると思うんですが、そういったところを引き続き努めていかなければいけないなということ、今のお話で強く感じたところございました。

それから、農業の場合ですと、ほとんど放棄に近いような状態で、来た時点での状態が極めて悪いというのもおっしゃるとおりかと存じます。

林業の場合は、日本の戦後直後に植林されたものが50年生以上になっているというのが、人工林の半分を占めるぐらいになってきておりますので、まずは成功事例を積み重ねるという観点からも、現時点では所有者が意欲を持てずにいる、そういう中で、比較的ビジネスのベースに乗るような、そういうところを市町村と一緒に開拓をしてもらって、そういうところから経営管理権の設定をまず進めていくというような、そういう取組から始めていくことも大切なことじゃないかなと思いつつ、お話を聞いておりました。

○前田広報評価課長 それでは、二村委員、お願いします。

○二村委員 今、最後の部分でちょっとお話が出たなという感はあるんですが、事前説明の際に、この仕組みはおもしろいなと思って拝聴しておりました。土地の所有権は地主さんですよ、立木の所有権も一応、その元々の所有者にあつて、業者に委託をされるわけなんですよ。効率的に運用した結果として利益折半、というふうには伺っていたんですが、先ほどの数字を見ると、どこにも利益が残らない場合が多いようですね。その場合に、いわゆる意欲のある方というのが一体どこで儲けるんだろうかというのが大変に疑問で、意欲はあっても、これではち

よっと厳しいのではないかと思うんです。利益はどこで出る見込みであるとお考えか教えていただけますか。

○前田広報評価課長 林野庁、お願いします。

○河南林野庁林政部企画課長 平均的な姿で申し上げますと、先ほどご紹介したような数字のような試算が出てしまうというのが実態でございます。そこを、売価格はなかなか、一生懸命上手に売れば、販売価格のところも高く売れる可能性はあるかもしれませんが、それよりは、まずコスト削減をするというのが現実的な手法かと思います。

そのためには、できるだけ土地をまとめて一遍にたくさんのを伐る、あるいはそういう機械の稼働率をできるだけ上げるといった、そういう取組が必要かというのが私どもの認識であります。そうやって利益を残すように、そういう世界に少しずつでも近づいていきたいということでございます。

○長崎屋林野庁森林整備部整備課長 補足いたしますと、どこで儲かるのかということですが、コスト削減もそうなんですけれども、流通ですね、業者さんが切った木を市場に出すのではなくて、直に製材所に持って行って流通コストを削減するとか、あるいは、その後、再造林でまた植えますけれども、植える経費をこの指標では1-27ページに出ていますけれども、植えるコストを削減して効率的にやると、そういったところで利益を生むということを考えています。

○前田広報評価課長 二村委員、お願いします。

○二村委員 手短に。それでもペイしない場合というのは、将来的に補助を出すということも可能性としてはあるんでしょうか。

○河南林野庁林政部企画課長 先ほどの森林経営管理権との関係で申し上げれば、なかなか地主さんからお預かりしたけれども、そういう実際やろうとする人に提示したところ、引き受けるのにこれじゃちょっと無理だよというようなことが出てきた場合には、今回の仕組みでは、市町村にその役目を負ってもらうという仕組みを我々は考えております。

そこには、森林環境税の財源を、それを市町村にお渡しする、それでそういうところに対応していただくという仕組みも、あわせ講じているところでございます。

○二村委員 財源ができましたよね。ありがとうございます。

○河南林野庁林政部企画課長 おっしゃるとおりです。ありがたいということでございます。

○前田広報評価課長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、中目標4についての議論を終了いたします。

説明者の入れかえをお願いします。

(説明者入れかえ)

○前田広報評価課長 それでは、中目標の5、水産物の安定供給と水産業の健全な発展につきまして、政策分野は⑳から㉔となりますが、まず水産庁から説明をよろしくをお願いします。

○保科水産庁漁政部企画課長 水産庁企画課長の保科でございます。7月8日に企画課長を拝命いたしました。これからよろしくお願ひいたします。

それでは、座ってご説明させていただきたいと思ひます。

水産の関係は、資料1-34ページ以降をご覧くださいと思いますが、水産分野では、今回、政策分野⑳の水産資源の回復と㉔の漁村の健全な発展の事前分析表につきまして、測定指標等の見直しをさせていただきたいと思っております。

まず政策分野⑳の水産資源の回復についてですけれども、(ア)中位または高位水準の魚種の比率となっておりますけれども、ここを見直させていただきたいということでございます。

水産資源の回復における測定指標の設定に当たりましては、資源水準が漁業による影響だけではなくて、海況などの環境要因によっても変わるといふことで、資源管理の効果を見極めるには、中長期的な動向を見て判断する必要があることから、毎年度の目標のところを直近15年における中高位にある魚種の値の上位3分の2以内の比率とさせていただいたところでございますけれども、この指標の文言につきまして、委員の方からわかりづらいのではないかというご意見がございまして、今回指標の中身を変えるということではございませんけれども、下の段にありますように、より平易な文章に修正するための見直しでございます。

具体的には、測定指標のところにありますように、資源管理対象魚種のうち、中位または高位水準の魚種が占める割合、例えばある年ではそれが五十何%とか、また、ある年は五十何%とかという数字が出ます。この直近の15年間の数字が15個ありますけれども、それを高い順に上から並べて、上から10番目の値を目標値とするというふうに平易に書き直したものでございます。

あと一点、申しわけございませんけれども、目標値の水準・目標年度の設定根拠というところの欄で、系群数の記載ミスがございまして、それもあわせて修正しております。申しわけございません。この系群数の記載の修正によりまして、目標値とか実績値の修正はございません。

以上が水産資源の回復の話でございます。

引き続きまして、政策分野㉔の漁村の健全な発展でございますけれども、指標の見直しは3か所ございます。具体的には資料1-35ページのアのところの海岸堤防等の個別施設ごとの長

寿命化計画の策定率。2つ目が、資料1-36ページの南海トラフ巨大地震と首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率。3つ目が、資料1-37ページの南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化、効率化率のところでございますけれども、3つの指標とも、先ほど農村振興局から政策分野⑧で指標の見直しの説明がありました農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策と同様の指標を使用するというので、政策分野⑧と同様の理由で見直しとなったものでございますので、ここの説明は省略させていただきたいと思っております。

水産庁からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○前田広報評価課長 それでは、中目標5の政策分野につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

それでは、三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 政策分野②の漁村の健全な発展において、②の指標ですね、こちらについて、昨年度の行政事業レビュー所見において、成果指標が事業の効果を図る上で適切なものとなっていないということから指摘を受けたということだったんですけれども、それで選定理由を変更されていらっしゃると思っております。

それで、そもそもこの書いてあります海岸堤防等の個別施設ごとの長寿命化計画の策定率というのは、こちらはイメージで申しわけないんですけれども、堤防を既にもうあるものについて長寿命化させる計画を立てるというふうにも見えまして、一方で、この行政事業レビューで出ました海岸堤防等の整備率を57%に向上させるということからしますと、まだ整備は一切されていないところも含めて57%というふうにも見えるんですけれども、その関係を教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○前田広報評価課長 ほかに関連すること等、何かありますか。

なければ、では水産庁から説明をお願いします。

○鳩野水産庁漁港漁場整備部防災漁村課課長補佐 水産庁の防災漁村課の担当をしております鳩野と申します。

まず長寿命化計画の策定率100%というのは、既存の施設、海岸保全施設については、当然100%策定していくということになりますけれども、今後整備していくものについても、当然長寿命化計画を策定していくということになります。

57%というような話があったと思っておりますけれども、これらの整備していく施設についても、当然、長寿命化計画を策定していくということになります。なので、今後整備していくものに

については、長寿命化計画は当然策定していくということになります。

○前田広報評価課長 三浦委員、どうでしょうか。

○三浦委員 そうしますと、ちょっと理解が間違っていたのかもしれないんですけども、長寿命化計画を策定することで、整備率が向上するということにつながる意味で、この成果指標を立てられたわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○鳩野水産庁漁港漁場整備部防災漁村課課長補佐 長寿命化計画のほうは、既存施設の老朽化が進んでおりますので、それを長く使っていこうと、更新等、新しく建設したりすると費用がかかりますので、コストの平準化とトータルコストを抑えていこうということをつくっていくような趣旨で策定しているものでして、海岸堤防を整備していくというのは、また別の考えのもとでやっております。

○三浦委員 わかりました。ありがとうございます。

○前田広報評価課長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、石井委員、お願いします。

○石井委員 政策分野⑩の水産資源の回復について、資源評価対象魚種のうち中位、高位と言いますが、今、MSY水準とかという話が出てきていて、これから順次、いろいろな魚がそういう水準で評価されるんだろうなというふうに感じています。

ということは、今回の指標の見直しによって、資源評価自体のやり方が変わるようになっていくと思うのですが、同じ物差しではかっているわけじゃないので、そのところをどう考えているのか、ちょっと質問したいと思います。

○前田広報評価課長 よろしいですか。

それでは、水産庁から説明をお願いします。

○藤原水産庁資源管理部管理調整課課長補佐 水産庁管理調整課の藤原と申します。よろしくお願いたします。

昨年12月に公布されました新たな改正された漁業法のもと、新しい資源管理というものがこれから順次始まっていくこととなります。今回提示させていただいています資源の状況、中位、高位というものにつきましては、これまでの指標をもとにしたものでございます。これから新しい資源管理をやっていくに当たって、今後どのようにこの指標を変えていくのかということにつきましては、今後検討させていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○前田広報評価課長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問がありましたらよろしく申し上げます。

岸本委員、お願いします。

○岸本委員 今のところなんですけれども、たしか私は去年、わかりにくいからもう少しわかりやすい表現にと言った記憶があるんですが、わかりやすく、ちょっとはなったかなと思っ
ていますが、この上位10番目、以前で言うと上位の3分の2以内という意図はそもそもどんな意
図だったのか、もう一回確認をさせていただきたいと思います。

○前田広報評価課長 水産庁、よろしく申し上げます。

○藤原水産庁資源管理部管理調整課課長補佐 水産庁管理調整課の藤原でございます。

もともと、この資源評価に当たって高位という水準が、これまで簡素化されたものの中の上
位3分の1の水準というものを中位と高位の分け目とさせていただいております。そういった
ものの割合を考えた上で、上位15番目のうちの3分の2に当たる10番目までというのが適当で
はないかと思ひまして、この水準を採用させていただいております。

○前田広報評価課長 岸本委員、お願いします。

○岸本委員 この10番目は15年の平均の中の10番目で、高位、中位、低位というのは年ごとに、
3分の1ずつ分けるわけですね。その年ごとの3分の2の話と15年、15個あったうちの数字
の上から3分の2というのが、それは偶然一致しているのか、非常に関係ある数字なのか、ど
ちらでしたか。

○前田広報評価課長 水産庁、よろしく申し上げます。

○藤原水産庁資源管理部管理調整課課長補佐 資源の状況というものは、環境によって大きく
変動するものがございます。ですので、ある程度どういう状況かという水準をバランスをとっ
て見ていく必要があると思っております。

高位、中位、低位の水準というものは、毎年変わってしまうものでございますので、できる
だけ環境的な影響とかを排除するために、3分の2程度というものがいいのではないかという
ふうに考え、10番目という数字を採用させていただいております。

○前田広報評価課長 よろしいですか。

○岸本委員 なかなか難しいんですけども……。

○前田広報評価課長 ほかにご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

それでは、これで中目標5についての議論を終了いたします。

ここで5分間の休憩を挟みます。16時10分までにはご着席願います。

午後 4時07分 休憩

午後 4時10分 再開

○前田広報評価課長 それでは、会議を再開いたします。

議事の3つ目といたしまして、総合評価書骨子（案）（研究開発）について議論をいたします。資料は資料2を用います。

まず農林水産技術会議事務局から説明をお願いいたします。

○山田農林水産技術会議事務局研究企画課長 農林水産技術会議事務局研究企画課長の山田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

座って説明いたします。

資料2の総合評価書骨子（案）につきましてのご説明でございます。

まず1の評価の対象政策でございますけれども、戦略的な研究開発と技術移転の加速化というところでございます。

政策の所管部局は、2番目でございますように8つの部局にわたっておりますが、評価の実施主体は農林水産技術会議事務局の研究企画課となります。

また、5番目の評価の対象期間でございますが、前回評価を受けました際の対象期間が平成25年度までの5年間ございました。今回は、それ以降の5年間でございます平成26年度から30年度を対象期間としております。

6番目の政策の目的・目標でございます。

農業の持続的な発展や農林水産業・食品産業の成長産業化の促進のために、現場ニーズに直結した研究開発と成果の速やかな現場移転によりイノベーションを起こし、生産性の向上、需要への的確な対応、新たな価値の創出等の促進が求められております。

このため、研究開発等を実施しまして、生産・流通の現場が直面する課題を解決するとともに、新たな技術を生み出す研究開発を促進しまして、特に、我が国の強みでもありますロボット技術、ICT、ゲノム技術等の最先端の技術を応用することで、生産・流通システムを画期的に改善する技術開発を進めているところでございます。

また、地球温暖化でありますとか、災害対応等の公的機関が担うべき分野での取組の強化とレギュラトリーサイエンスの充実強化によりまして、食品安全、動植物防疫等の課題に対しても的確に対応することとしてございます。

7の政策の具体的内容についてでございます。

具体的な取組といたしましては3つございまして、委託プロジェクト研究、それから2ペー

ジにございますけれども、そのほかの委託プロジェクト研究以外のもの、また、3番目として、国立研究開発法人における研究開発の3つが柱となっております。

委託プロジェクト研究につきましては、市場開拓に向けた取組のための研究開発であるとか、バリューチェーン構築のための研究開発、また、生産現場の強化のための研究開発、それから農林水産分野における気候変動のための研究開発、食品安全、動物衛生の向上、放射性物質の対策技術の開発、こういった対応をしてございます。

その他の委託プロジェクト研究以外のものにつきましては、産学官の連携及び競争的環境の整備でありますとか、若手研究者の育成、流動化の促進、また、研究成果の活用促進等の研究開発を促進しているところでございます。

3つ目の国立研究開発法人における研究開発でございます。

この対象は、これは4つの法人がございまして、まず農業・食品産業技術総合研究機構につきましては、農業の生産流通システムの革新を行って、コストを削減するような研究開発でございますとか、農作物の単収・品質の向上を促進する、それによって新たな産業や雇用を生み出す研究開発、こういったものを進めているところでございます。

2つ目の国際農林水産業研究センターにつきましては、開発途上国地域におきます持続的な資源・環境管理技術の開発でありますとか、開発途上地域の地域資源等の活用と高付加価値化の技術の開発等を行っております。

また、森林研究・整備機構におきましては、森林の多面的機能の高度化に向けた森林管理技術の開発でありますとか、持続的な林業システムの開発等を行っております。

4つ目の水産研究・教育機構におきましては、水産資源の持続的な利用のための研究開発、また、水産物の安定供給のための研究開発等を行っているところでございます。

8番目の評価の観点でございます。

研究開発には、不確実性、成果の発現までの長期性、予見不可能性などがございます。こうした点を踏まえまして、政策評価の基本的な観点でございます必要性、有効性、効率性の3つの観点をもとに評価を行っております。

必要性につきましては、農林水産業・食品産業、国民生活のニーズから見た重要性でありますとか、科学的・技術的な意義、また、国が関与して推進する必要性を見てございます。

有効性につきましては、アウトプット目標の達成及び今後の達成可能性、社会・経済等に及ぼす効果の目標の今後の達成可能性、その実現に向けた成果の普及・実用化の道筋の妥当性でございます。

また、効率性については、研究の推進方法の妥当性を見るという内容でございます。

なお、ほかの評価の観点であります公平性、あるいは優先性につきましては、研究開発の不確実性、成果の発現までの長期性や予見不可能性等の特性を踏まえまして、選定はしないこととしてございます。

それから、11番目でございますが、政策効果の把握の手法及びその結果でございます。

こちらにつきましては、7番目の政策の具体的内容に掲げる取組に対しまして、国の研究開発評価に関する大綱的指針及び独立行政法人の評価に関する指針に基づき評価を実施しております。総合評価では、評価の対象期間に実施いたしました個別の評価結果を活用しまして、先に述べました研究開発の取組の必要性、効率性、有効性の3つの観点から総合的に評価するとともに、課題の抽出を行ってございます。

最後に、12番目でございますが、政策評価の結果についてでございますが、個別の評価結果から抽出されました課題を把握することで、各種の施策や戦略等の策定に生かしてまいりたいと考えてございます。

今後のスケジュールにつきましては、本日の委員会の内容を踏まえさせていただきまして、この総合評価書の骨子をまず確定させていただければと思っております。その後、年末にかけて、この評価書の案を作成いたしまして、その案について、来年1月に評価委員の皆様からご意見を頂戴した上で年度末に評価書を公表させていただきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○前田広報評価課長 それでは、総合評価書骨子につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

それでは、山崎委員、お願いします。

○山崎委員 事業のなかで、新しく開発された技術がたくさんありますが、新技術というのは、知財の塊かと思っております。

開発された新技術が社会実装化するまでに、知財の塊としてブラックボックス化されてしまい、なかなか私たちの生産現場まで降りてこないのが現実と感じます。

有能な新技術がたくさん開発されるなか、新技術がいつまでに社会実装化されることを目標として示して頂きたいと感じました。多額の研究開発費をかけ、知財の塊としてお蔵入りしてしまうのは大変残念に思います。

また、最近の品種改良の研究では、普及も早く売上アップやコスト削減に大きくつながっております。難しい技術こそ、利用しやすくして短期間で社会実装化がされるようにと考えてお

ります。

○前田広報評価課長 何人かまとめて答えようと思いますので。

それでは、岸本委員、お願いします。

○岸本委員 今ご指摘のあった点と非常に関連する話なんですけれども、技術が社会へ出ていって初めてイノベーションという形で実装されていくと思うんですが、ものによっては、多分、例えば今話題になっているゲノム編集だとか、法律がどうか規制がどうか社会受容性がどうか、そういった問題は、ゲノム編集は非常にわかりやすく今一番ホットだと思うんですけれども、ほかにもいろいろあり得ると思いますし、あと最近で言うビッグデータを用いたようなものですね、要するにノウハウをデータ化して行って、特殊な経験を持った人以外の方がさまざまな事業ができるみたいな、そういう際にやっぱり知財の話とか、場合によっては個人情報の話とか、そういったものも入ってくると思うので、そういったような従来の研究開発というところからは、ちょっと広がったような部分もどこかでカバーしているんだろうかということがちょっと気になるところなので、その辺も教えていただければということと、そういうのも研究開発の中に入れて、レギュラトリーサイエンスとかに入っているのかもしれないですけれども、推進していただければありがたいなと思います。

○前田広報評価課長 ほかにご意見、ご質問はありますか。

それでは、糊澤委員、お願いします。

○糊澤委員 先ほどの研究開発の実装化というご指摘と関連するんですけれども、政策分野⑩の先端技術の活用による生産・流通システムの革新等、これは生産局がやっている評価のところ、低価格大型トラクターの供給等によって、農業資材のコスト低減に向けたさまざまな動きが活発化していると。こういう形で、とにかく生産費を下げるためのコスト、機械、技術、これはコストの削減のために位置づけられているわけですが、研究開発というのは、そうした生産局における省力化、低コスト化技術の導入というような政策目標と連携した研究開発が行われているのでしょうか。その辺の他の局との連携というのはどういうふうに考えていらっしゃるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○前田広報評価課長 それでは、一旦ここで技術会議事務局のほうから説明をお願いします。

○山田農林水産技術会議事務局研究企画課長 どうもありがとうございます。

まず、山崎委員からのご指摘の点でございますけれども、もう私どもも全く考え方は同じでございます。やはり研究した成果というのが社会に実装していかない限りは、本当にそれはある意味、使われないで終わってしまうと非常に無駄な状況になってしまうと。

ただ、一方で失敗したものをまた次につなげていくということもあろうかと思いますが、いずれにしても、最終的には社会実装していくというところがゴールになっていくと思います。

以前はなかなかできていなかった部分でございますけれども、最近は現場ニーズに対応した研究開発ということで、現場の農家の方々とか事業者の方々に直接、農林水産省の職員がお伺いし、その際には生産振興部局の人たちと一緒に現場に行き、中長期的に考えていて、何がやっぱり大きな課題としてあるのか、どういう技術開発が必要なのかということをお聞きした上で、課題の設定をするというようなやり方を、そういうプロジェクトを立ち上げてございます。

その中では、最終的にどういったところをゴールとして、例えば生産性、2割コストを削減しましょうとか、平均的な生産費から削減しましょうとか、あるいは草刈り機を幾らぐらいで提供できるようにしましょうとか、そういう目標設定をさせていただいて、可能な限り農業者の方にもそのコンソーシアムの中に協力していただくような形で入っていただいて、研究管理をするというようなやり方で進めているところでございます。

ですから、やはりゴールをしっかりと専門家の意見を聞いて設定した上で、それに向けて研究開発を進めて、その目標をクリアしたら参加した民間事業者の方々、あるいは公設試験場の方々と連携して社会実装していくと、こういったところを徹底してまいりたいと考えてございます。

それから、岸本委員からご指摘がございました。社会のイノベーション、ゲノム編集等については、かなり社会情勢等からこういったものが入ってくるとかビッグデータの活用とかあるというようなところでございまして、こういった広がったところをどこでカバーしているのかというようなご指摘がございました。

ビッグデータの活用という観点からいたしますが、農研機構がこういうスマート農業関係の国家プロジェクトに参加しておりました。これは平成30年度まで内閣府S I Pという事業が国家プロジェクトでございまして、この中でスマート農業技術の開発を進めておりました。その中では、スマート農業機械の開発もありますが、データの活用として、いわゆるセンシングした情報、これをどう経営に使っていくかということで、農業データ連携基盤を構築いたしました。

この農業データ連携基盤においては、これまでは機械メーカーとかICTベンダーさんのほうが農業者に対して提供されていた栽培管理支援システム、これの共通の協調領域ということ

で、オープンデータをそこに行けばAPI接続して誰でも使えるようになるとか、あるいはそのデータを参加していただく方々で共有できるとか、こういう仕組みをつくりました。

あわせて、そのデータを間違いなく使っていただくためのガイドラインづくり、これを知的財産課の検討会で整理して、今、関係者にそれを配布できるような状況まで来ているというところでございます。

ですから、とにかくデータは個人情報の塊でもあるということで、それを適切に使っていくためのそういった仕組みづくりにも着手をしているというようなところでございます。

それから、糊澤委員からございました実用化、大型トラクターを作っていく、こういったコスト削減に向けて生産部局と連携しているのかというご指摘でございます。

この生産振興部局、あるいはほかの部局もそうなんですけれども、やはり行政部局と試験研究を行う部局というのが連携して進めていくというのは非常に大事だということで、これは昨年度から農林水産技術会議事務局の職員が生産振興部局に併任になりまして、そこで専ら生産振興部局等に行っていただくということで、一緒に研究開発部局と対応を進めていただくというような体制づくりをしました。

あわせて、先ほども申し上げましたが、現場ニーズ対応型研究を進める上では、生産振興部局と研究開発部局が一緒になってニーズを把握して研究管理をしていくと。特に研究管理をしていく上では、生産振興部局から提案のあったような課題については、生産振興部局に主体的に研究管理をしていただくというやり方を取り入れてきているということで、少しずつではございますけれども、対応を進めてきているというところでございます。

以上でございます。

○前田広報評価課長 よろしいでしょうか。

それでは、もう一度、糊澤委員、お願いします。

○糊澤委員 昨年、新潟市に連れて行っていただいて、スマート農業を見せていただいたんですね。無人トラクターから始まって、コンバイン、ドローンなどでした。これらは、現場のニーズに即した研究開発の一環であり、かつ実用化できるものというふうにお考えなんですか。

○前田広報評価課長 それでは、技術会議事務局から説明をお願いします。

○山田農林水産技術会議事務局研究企画課長 スマート農業技術につきましては、ご案内のとおり、トラクター等については無人のトラクターが市販化されるというようなところまで来てございます。一方で、出始めというのもありまして、やはりイニシャルコストがかかるという

ような状況はございます。

こういうスマート農業機械を現場に入れることによって、どれだけ経営的にプラスになるのかということは、やはり現場の農家の段階できちんと実証しなければいけないだろうということで、本年度から全国69か所にそういうスマート農業の実証の拠点を置きまして、いわゆる農業者の方々の実際の現場で農地を使わせていただきまして、スマート農業の体系を入れることによる技術面での効果であるとか経営面での効果、こういったものを実際に計測をして、いろいろな方々にそれを見ていただくというような取組を進めようとしています。

イニシャルコストは高くても相当の効果があるというようなことも、例えば畜産農家の方々からいろいろ聞いたりしているというようなこともございまして、やはりそれを数値でいろいろな方々に見ていただけるようにしていくというのが大事だろうというふうに思いますし、なかなかスマート農業に、出始めですので馴染んでいない方たちもたくさんいらっしゃいますので、そういうのを現場で見て触れていただいて、実際に経営的などころも見ていただくというようなところで、これからスマート農業の普及につなげていければというふうに考えているところでございます。

○前田広報評価課長 それでは、山崎委員、お願いします。

○山崎委員 昨年、委員会の視察で新潟のスマート農業を見学に伺いましたが、あのときに実演された自動運転田植え機は、弊社でもあの後すぐに導入させていただきました。導入に際して補助金は使わずに、導入と経営が成り立つかどうか、実際に検証してみました。

現在、国内の農業スマート化が進んでいく中で、規格や商品、プラットフォームが乱立しているのが問題と感じます。国が進めるプラットフォームのWAGRIや「知」の集積等で、これから集約されていくと思いますが、現在、対応しているものが、通信規格の4G対応というものが多く、次世代の5Gに対しての、技術研究開発というのをあまり耳に致しません。

4Gから想像もできない通信速度の中で5Gのサービスが始まったときに、スマート化とのバージョンアップが遅れ、以前のように日本はガラパゴス化して取り残されて、世界標準ではない独自の進化をしていくのではないかと心配いたします。

世界では、ずいぶん前からGPSを利用した農業機械の自動運転は進んでいますが、日本では、まだまだ法規制が厳し過ぎて、普及が進みにくい現状です。農業機械の自動運転についての規制緩和についても加速化を進めて頂きたいと感じています。

○前田広報評価課長 ほかにご意見はございますか。

それでは、二村委員、お願いいたします。

○二村委員 国立研究開発法人における研究開発という欄の、②国立研究開発法人国際農林水産業研究センターですが、こちらでなさっているものを見ますと、これは国内で収束しないですよね。

どのような形で現地と連携が行われていて、ここで開発された技術というものが、先ほどは国内の技術移転の話や実装の話というのが出ていましたが、どの程度まで相手に差し上げることになるのかというのを教えていただけますか。

○前田広報評価課長 よろしいですか。

それでは回答をよろしく申し上げます。

○山田農林水産技術会議事務局研究企画課長 山崎委員からご指摘のありました5G通信になるが、それへの対応はどうなっているのかというようなお話だったと思います。

私が把握している範囲内で、5Gに対応して研究開発を進めているというのは、今のところはないのではないかと考えているんですけども、自動走行のところで、今後、ほ場間移動というのが、これが焦点になってくると思われま。

今はほ場の中で監視しながら自動でやっているという形ですが、今後は、ほ場からほ場に移動するのも無人で走行して、また次のほ場に行くというところが、この研究開発目標になっていまして、そのときに大事になってくるのが、短い時間でタイムラグなく遠隔監視できる状態をつくるというのが非常に大事で、その際には5Gの技術というのは非常に効いてくるのではないかと考えております。ですから、最終的には、そういった技術のところも踏まえた上で、現場に実装していくようなものになっていくのではないかと考えております。

あと、ガラパゴスにならないようにということもございますけれども、こういったスマート農業の研究開発を進める上では、ISOBUSとか、いわゆる国際規格に合うようにしていくというのは極めて大事で、それによってメーカーがそれぞれつくった技術というのが、例えば同じアジアモンスーン地域に広がっていくというようなところにつながっていきますので、そういう国際規格に合った製品づくりというところにも努めているところでございます。

ですから、ご指摘のいただいた点については本当にしっかりと受けとめた上で、引き続きやっていかなければいけないというふうに考えてございます。

それから、二村委員からご指摘がございました国際農研の研究開発でございますけれども、これは何か差し上げるというか、国際協力というような側面が非常に強くて、例えばアフリカの諸国で、現場で安定的に食料が生産され、供給できるようなシステムづくりをお手伝いするとか、その国の事情も踏まえた上で協力をしていくというようなやり方が主だというふうに考

えてございます。

また、こういった知財を海外に持ち出していく場合については、これがブーメランになったりすると非常にこれは問題でございますので、要は、この知財管理につきましても、そういった機微なものについては、農林水産省がチェックしながら対応していくというような体制をとっているところでございます。

そういったところで、現地のほうにも非常に役に立つような、そういった貢献ができればと。結果的に、それによって私たちが不利益をこうむることにならないようにということで進めさせていただいているところでございます。

○前田広報評価課長 二村委員、どうぞ。

○二村委員 具体的にそちらに援助をしに行くという場合には、研究センターの方が直接に行かれるというわけではないですよ。その場合の国内の関係先との連携の状況というのは、どうなっているのでしょうか。

例えばこれは下の森林研究・整備機構になってしまうんですかね、例えば地球温暖化対策としてREDD+というふうなものがありますけれども、ああいうようなものの、要は森林管理のうまいやり方、もしくは保全の仕方というのを、例えば日本で開発したとして、現地でもって、それを実際に実施しないと効果が出ないですよ。そういったときに、この研究所の方が直接行くというわけにはいかないでしょうから、そのような場合にどういうところと連携して、どのような仕組みで行われることが一般的であるのかということをお教えいただければと思います。

○前田広報評価課長 よろしく申し上げます。

○山田農林水産技術会議事務局研究企画課長 国際農林水産業研究センターも森林研究・整備機構もそうなんですけれども、職員が現場に行って、現地の方々と一緒に研究開発なり技術の移転を進めるというようなやり方をとってございます。

○二村委員 ありがとうございます。

○前田広報評価課長 よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問等ありましたら、よろしく申し上げます。

それでは、以上で総合評価書骨子（案）（研究開発）についての議論を終了いたします。

○山田農林水産技術会議事務局研究企画課長 どうもありがとうございました。

（説明者退室）

○前田広報評価課長 予定しておりました議事は以上でございます。

そのほかに何かご発言等ありますでしょうか。

それでは、糊澤委員、お願いします。

○糊澤委員 政策評価というのは、農林水産省が自ら立案した政策について、自ら自己評価を行い、その自己評価の結果をいろいろな第三者が点検を行う仕組みになっていると考えてよろしいですかね。

○前田広報評価課長 基本的にはそのとおりでございます。

政策を立案し、実施いたしまして、それをそれぞれの部局、最終的には大臣が評価を行います。その過程の中で、外部有識者の皆様からご意見を頂戴することが基本的な仕組みとなっております。

○糊澤委員 その際、政策として立案したものについて、それが現実にどういう効果を生んでいるかということの評価ですけれども、これは農林水産省ご自身で評価されているわけですが、例えばかつては農業構造改善事業の事業成果がどうであるかということについては、農林水産省以外の研究者が農業構造改善基礎調査というのを各地でやって、事業の成果がどうであったかということを予備調査、本調査からなる実態調査を実施し、それに基づいて報告書を執筆し、そして、全国の調査結果の報告会をやっていました。

それは農業構造改善事業が現実に現場で一体どのような成果を上げているかということ、研究者が客観的な実態調査を通じて報告し合い、政策に反映させようということでしたが、今はそういうことは全くなくなったということでしょうか。

○前田広報評価課長 個別の事業の状況については、今、具体的に把握はしておりませんが、従来から各事業、各制度ごとに、今おっしゃったような形で評価をしていたものはございました。

一方、評価をしていない事業や制度もあったことから、政府全体で政策評価を実施するという目的で、政策評価法という法律が定められまして、本日のような形で各省庁それぞれが自己の施策について評価をする、その際に外部有識者のご意見を聞くということが現在は統一的に行われております。

そうした中においても、事業、制度の中には、それ以外に、独自の調査や点検をやっているものがございます。

例えば中山間地域直接支払交付金については、5年おきに第三者委員会で、施策の効果について個別に検証をやっていると承知しております。施策全体について評価のカバレッジが広がった、必要なものについては、個別にそれぞれの視点からの評価が行われておるといふふう

ご理解いただければと思います。

○糊澤委員 今のご説明で、評価の範囲が広がったということはよくわかりました。

ただ、他面において、この評価が数値化されたものとして出てきて、AとかBとかCとかになっ
ていますと、一体その政策がどう質的に効果があったのかということについては、なかなか
わかりにくいとことがありますので、例えば中山間については、担い手の集積だとか農
地中間管理事業の成果については、質的な実態調査というのが、必要なのではないかと
いう印象があるものですから、一応意見として申し上げたということです。

○前田広報評価課長 おっしゃった意見については、担当部局につなぎまして、必要なもの
につきましては、別途評価を行うということにしたいと考えております。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、これで令和元年農林水産省政策評価第三者委員会を終了いたし
ます。

本日は長時間どうもありがとうございました。

午後 4時47分 閉会